

市立小中学校外校舎空調更新等整備事業  
(●事業)  
事業契約書(案)

令和8年5月8日

宝塚市

## 前 文

宝塚市（以下「市」という。）と次頁「事業者」欄に記名押印した各当事者（以下「事業者」という。）は、下記事業の実施に関して、次のとおり事業契約を締結する。

- 1 事業名 市立小中学校外校舎空調更新等整備事業（●事業）
- 2 事業実施場所 宝塚市 ●●外 地内
- 3 事業期間 自 市立小中学校外校舎空調更新等整備事業（●事業）の事業契約の締結について本件議決（第1条第57号に定義する。）があった日  
至 令和25年（2023年）3月31日
- 4 契約金額 総支払金額 金●●円  
（うち消費税及び地方消費税相当額 金●●円）  
ただし、本契約書の定めるところに従って金額の改定（増額又は減額）がなされた場合には、当該改定（増額又は減額）がなされた金額とする。  
また、総支払金額等の内訳については、別紙14に示すとおりとする。
- 5 契約保証金 事業管理・設計・施工等業務について 金●●円  
ただし、事業者が事業契約書第45条第1項に定める第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。  
  
維持管理業務について 金●●円  
ただし、事業者が事業契約書第46条第1項に定める第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 支払条件 本契約書に記載のとおり

上記事業について、市と事業者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の事項によって事業契約書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、事業契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第2条に基づき締結するものであり、本件議決がなされることを条件として、本件議決がなされた日に本契約を締結したものとみなして本契約としての効力を生じるものとし、同日までは本契約としての効力を有しない。

また、本契約は、第4条第2項に定める契約と不可分一体として本件事業を構成する。

この契約の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年（2026年）●月●日

（市）

宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長 森 臨 太 郎

（事業者）

《グループ》

[グループ名]

<代表企業>

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者職氏名]

<構成員>

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者職氏名]

<構成員>

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者職氏名]

## 目次

第1章 用語の定義	1
第1条 (定義)	1
第2章 総則	
第2条 (目的)	5
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重、協力義務)	5
第4条 (本件事業の概要)	5
第5条 (本件事業遂行の方針)	5
第6条 (事業実施場所)	6
第7条 (事業期間)	6
第8条 (事業日程)	6
第9条 (事業者の費用負担)	6
第10条 (事業者が第三者に与えた損害)	6
第11条 (暴力団等の排除措置)	6
第12条 (業務実施体制)	7
第3章 空調等設備整備及び施設改修の設計	8
第1節 事前調査	8
第13条 (事前調査)	8
第14条 (事前調査に関する第三者の使用)	8
第15条 (事前調査責任)	8
第2節 設計業務	9
第16条 (空調等設備整備及び改修工事に関する設計)	9
第17条 (進捗状況の報告)	9
第18条 (設計業務に関する第三者の使用)	9
第19条 (設計に関する第三者の使用責任)	9
第20条 (設計の完了)	10
第21条 (市の請求による設計の変更)	10
第22条 (事業者の請求による設計の変更)	11
第4章 空調等設備整備及び施設改修に関する施工	11
第1節 総則	11
第23条 (空調等設備整備及び施設改修に関する施工の基本方針)	11
第2節 事前調査	12
第24条 (事前調査)	12
第3節 施工業務	12
第25条 (空調等設備整備及び施工改修に関する施工)	12
第26条 (空調等設備整備及び施設改修に関する施工についての許認可及び届出等)	12
第27条 (施工企業による完了検査)	13
第28条 (事業管理等)	13
第29条 (事業実施場所の管理等)	13

第 30 条 (施工業務及び工事監理業務に関する第三者の使用) . . . . .	14
第 31 条 (施工及び工事監理責任) . . . . .	14
第 32 条 (施工業務に伴う近隣対策等) . . . . .	14
第 33 条 (廃棄物の処理及び既存設備の撤去等) . . . . .	15
第 34 条 (石綿の処理等) . . . . .	15
第 4 節 市による確認 . . . . .	15
第 35 条 (市による説明要求及び事業実施場所立合い等) . . . . .	15
第 5 節 完工確認等 . . . . .	16
第 36 条 (事業者による完工検査及び試運転) . . . . .	16
第 37 条 (市による完工確認) . . . . .	16
第 38 条 (完工確認通知書の交付) . . . . .	17
第 6 節 工期等の変更等 . . . . .	17
第 39 条 (工期等の変更) . . . . .	17
第 40 条 (工期又は供用開始時期の遅延による費用等の負担及び違約金) . . . . .	17
第 41 条 (施工業務の一時中止) . . . . .	19
第 42 条 (危険負担等) . . . . .	19
第 43 条 (契約不適合責任) . . . . .	19
第 44 条 (工事による不具合の補修責任) . . . . .	20
第 7 節 契約保証金等 . . . . .	21
第 45 条 (事業管理・設計・施工等業務の契約保証金等) . . . . .	21
第 46 条 (維持管理業務の契約保証金等) . . . . .	21
第 5 章 引渡し及び所有権の移転等 . . . . .	22
第 1 節 操作マニュアルの作成 . . . . .	22
第 47 条 (操作マニュアルの作成) . . . . .	22
第 2 節 操作方法の説明の実施 . . . . .	23
第 48 条 (操作方法の説明の実施) . . . . .	23
第 3 節 引渡し及び所有権の移転 . . . . .	23
第 49 条 (引渡し) . . . . .	23
第 50 条 (空調等設備の供用開始) . . . . .	23
第 51 条 (中間引渡し) . . . . .	23
第 52 条 (部分使用) . . . . .	24
第 6 章 空調設備の維持管理 . . . . .	24
第 1 節 総則 . . . . .	24
第 53 条 (空調設備の維持管理に関する基本方針) . . . . .	24
第 54 条 (空調設備の維持管理業務) . . . . .	24
第 55 条 (年度業務計画書等の提出) . . . . .	25
第 56 条 (報告書等の作成) . . . . .	25
第 57 条 (空調設備の維持管理業務に関する第三者の使用) . . . . .	25
第 58 条 (維持管理責任) . . . . .	25

第2節 空調設備の修繕及び代替品の調達	26
第59条 (空調設備の修繕及び代替品の調達)	26
第3節 空調設備の使用に関する支援等	26
第60条 (空調設備の取扱方法、操作方法等についての支援)	26
第61条 (空調設備の稼働時間の計測)	26
第62条 (設定温度等の計測)	26
第63条 (空調設備等の効率的な使用のための支援)	27
第64条 (空調設備等の取扱等の変更時における支援)	27
第7章 モニタリング	27
第65条 (維持管理業務等についてのモニタリング)	27
第8章 対価の支払	28
第66条 (設計・施工等のサービス対価の支払)	28
第67条 (維持管理のサービス対価の支払)	28
第68条 (設計・施工等のサービス対価の改定)	28
第69条 (維持管理のサービス対価の改定)	28
第70条 (設計・施工等のサービス対価の支払方法)	28
第71条 (維持管理のサービス対価の支払方法)	29
第72条 (サービス対価の返還)	29
第9章 契約の終了等	30
第73条 (市による契約解除)	30
第74条 (履行拒否等の場合の事業者の違約金等支払義務)	32
第75条 (独占禁止法違反等理を理由とする市による契約解除)	33
第76条 (事業者による契約解除)	35
第77条 (不可抗力事由に基づく解除)	37
第78条 (本件事業に関係する直接法令改正等が行われた場合等の解除)	38
第79条 (空調等設備等の本契約終了時の状態)	38
第10章 不可抗力事由又は法令改正等による契約内容の変更等	39
第80条 (不可抗力事由による契約内容の変更等)	39
第81条 (法令改正等による契約内容の変更等)	39
第82条 (不可抗力事由による追加費用又は損害の負担)	40
第83条 (法令改正等による追加費用又は損害の負担)	40
第84条 (事由の複合による追加費用又は損害の負担)	40
第11章 その他	41
第85条 (関連工事の調整)	41
第86条 (公租公課の負担)	41
第87条 (協議等)	41
第88条 (書類等の提出)	41
第89条 (契約上の地位等の譲渡)	42
第90条 (著作権等)	42

第 91 条 (特許権等) . . . . .	42
第 92 条 (秘密保持及び個人情報の保護等) . . . . .	42
第 93 条 (文書の保管・保存及び情報公開) . . . . .	43
第 94 条 (付保すべき保険等) . . . . .	43
第 12 章 雑則 . . . . .	44
第 95 条 (請求、通知等の様式その他) . . . . .	44
第 96 条 (遅延利息) . . . . .	44
第 97 条 (契約の発効等) . . . . .	44
第 98 条 (解釈) . . . . .	44
第 99 条 (準拠法) . . . . .	45
第 100 条 (管轄裁判所) . . . . .	45
別紙 1 対象施設の所在地 . . . . .	46
別紙 2 日程表 . . . . .	48
別紙 3 対象施設別整備項目 . . . . .	49
別紙 4 対象施設別事業スケジュール . . . . .	52
別紙 5 目的別引渡書 . . . . .	53
別紙 6 各種基準等 . . . . .	54
別紙 7 提出書 . . . . .	56
別紙 8 維持管理業務の内容 . . . . .	61
別紙 9 年度業務計画書 . . . . .	62
別紙 10 半期実績報告書 . . . . .	63
別紙 11 年度業務実績報告書 . . . . .	64
別紙 12 サービス対価の算定、支払及び改定方法 . . . . .	65
別紙 13 モニタリングの方法 . . . . .	67
別紙 14 支払金額等 . . . . .	68
別紙 15 不可抗力による追加費用又は損害の負担割合 . . . . .	69
別紙 16 事業者等に付保が義務付けられている保険契約 . . . . .	70
別紙 17 契約不適合に関する保証書 . . . . .	72

市と事業者は、市立小中学校外校舎空調更新等整備事業（●事業）（以下「本件事業」とい  
い、第1条第14号に定義する空調等設備整備及び施設改修の事業管理業務、設計業務、施工業  
務、維持管理業務及びこれら業務に付随する業務から構成される事業）に関して、以下のとお  
り、事業契約（以下「本契約」という。）をここに締結する。

市と事業者は、本契約とともに、募集要項等（第1条第46号に定義する。）、並びに募集要項  
（第1条第46号に定義する。）に記載の市の指定する様式に従い作成され、応募時に提出された  
提案価格書、提案書（第1条第43号に定義する）に定める事項が適用されることを確認する。

## 第1章 用語の定義

（定義）

第1条 本契約において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「維持管理企業」とは、事業者が、空調設備（本条第12号に定義する。）の維持管理業  
務の全部又は一部を受託させ又は請負わせる構成員等（本条第21号に定義する。）であ  
る●●をいう。
- (2)「維持管理業務計画書等」とは、事業者により作成される、空調設備の維持管理業務の  
全体計画を記載した書面をいう。
- (3)「維持管理業務に係る要求水準」とは、実施方針等（本条第32号に定義する。）及び募  
集要項等並びに提案書（本条第43号に定義する。）に記載の維持管理業務に係る内容及  
び水準をいう。
- (4)「維持管理のサービス対価」とは、維持管理業務の履行の対価として市から事業者に支  
払われる金員並びにこれについての消費税及び地方消費税の総額をいう。
- (5)「移設等」とは、本事業を実施するにあたり、校舎等の既設設備等の移設、配管及び配  
線の新設等をいう。
- (6)「学校等」とは、別紙1の対象施設欄に記載する宝塚市立学校等●校舎の敷地全体又は  
建物を個別に又は総称していう。
- (7)「上期」とは、各年の4月1日から9月30日までをいう。
- (8)「完工確認」とは、市が事業者から空調等設備の所有権の譲渡及び施設改修（本条第  
25条に定義する。）の完工を受けて供用等を開始する前に、空調等設備整備が事業管  
理・設計・施工等業務に係る要求水準書（本条第62号で定義する。）を満たした状態に  
あることを確認するために実施する手続きで、第36条第1項の規定に基づき事業者が  
行う完工検査の検査項目に準じる項目について行われるものをいう。
- (9)「基本協定書」とは、市立小中学校外校舎空調更新等整備事業基本協定書をいう。
- (10)「協力企業」とは、事業者から本件事業に関する業務を直接受託し、又は請負う法人  
を個別に、又は総称していう。
- (11)「空調稼働時間」とは、空調設備（本条第12号に定義する。）が運転状態にある時間  
をいう。
- (12)「空調設備」とは、対象施設に新設もしくは更新される冷暖房設備、配管設備、自動  
制御設備、電気設備及びその他校舎等の空調環境の提供のために設置される一切の設

備をいう。

- (13)「空調等設備」とは、空調設備、LED 設備等及び付随して整備する設備をいう。
- (14)「空調等設備整備」とは空調等設備の整備をいう。
- (15)「空調等設備整備の工事監理企業」とは、事業者が、空調等設備整備の工事監理業務の全部又は一部を受託させる●●をいう。
- (16)「空調等設備整備の施工企業」とは、事業者が、空調等設備整備の施工業務の全部又は一部を受託させる●●をいう。
- (17)「空調等設備整備の設計企業」とは、事業者が、空調等設備整備の設計業務の全部又は一部を受託させる●●をいう。
- (18)「グループ」とは、提案時に定めのある事業者（本条第 27 号に定義する。）の総称をいう。
- (19)「校舎等」とは、校舎の他、園舎、給食室及び配膳室等、学校敷地上にあるもので、市が指定する場所をいう。
- (20)「構成員」とは、事業管理、設計、施工、維持管理を直接受託し、又は請け負う法人を個別に又は総称していう
- (21)「構成員等」とは、構成員及び協力企業を個別に、又は総称していう。
- (22)「個人情報」とは、個人情報保護に関する法律（平成 25 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に定めるものをいう。
- (23)「事業管理業務」とは、本事業の事業進捗を調整する業務の他、工事監理業務、学校施設環境改善交付金等支援業務、その他付随する業務を総称していう。
- (24)「事業管理企業」とは、本事業の事業進捗を調整する業務の他、工事監理業務、学校施設環境改善交付金等支援業務、その他付随する業務の全部又は一部を受託させ又は請負わせる構成員等（本条第 21 号に定義する。）である●●をいう。
- (25)「事業管理業務・設計・施工に係る要求水準」とは、実施方針等、募集要項等、提案書に記載の事業管理業務、設計業務及び施工業務に係る内容及び水準をいう。
- (26)「事業年度」とは、各年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。
- (27)「事業者」とは、代表企業を含む全ての構成員（本条第 20 号に定義する。）をいう。
- (28)「事業実施場所」とは、第 6 条に定める本件事業を実施するに当たって必要となる場所をいう。
- (29)「施設改修」とは、本事業の実施に必要な建物・設備の改修をいう。
- (30)「施設改修の施工企業」とは、事業者が施設改修の施工業務の全部又は一部を受託させる●●をいう。
- (31)「施設改修の設計企業」とは、事業者が施設改修の設計業務の全部又は一部を受託させる●●をいう。
- (32)「実施方針等」とは、本件事業に関して令和 8 年 4 月 6 日に公表された市立小中学校外校舎空調更新等整備事業実施方針及び要求水準書（案）（公表後の変更を含む。）並びにこれらに関する質問及び意見に対する回答をいう。
- (33)「市の休日」とは、宝塚市の休日を定める条例（平成 3 年宝塚市条例第 3 号）第 2 条第 1 項各号に規定する市の休日をいう。

- (34)「下期」とは、各年の10月1日から翌年3月31日までをいう。
- (35)「消費税等」とは、消費税（消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める税をいう。）をいう。
- (36)「施工企業」とは、空調等設備整備の施工企業及び施設改修の施工企業をいう。
- (37)「施工業務」とは、空調等設備整備及び施設改修の施工業務をいう。
- (38)「設計企業」とは、空調等設備整備の設計企業及び施設改修の設計企業をいう。
- (39)「設計業務」とは、空調等設備整備及び施設改修の設計業務をいう。
- (40)「設計・施工等のサービス対価」とは、本契約に規定する空調等設備整備及び施設改修に関する事業管理業務、設計業務、施工業務及びこれらに付随する業務の履行の対価として市から事業者を支払われる金員（消費税等を含む。）の総額をいう。
- (41)「設計図書」とは、別紙7に定める書類をいう。
- (42)「対象施設」とは、別紙1に示す学校等の要求水準書で示す範囲をいう。
- (43)「提案書」とは、事業者が選定手続きにおいて市に提出した提出書類、市からの質問に対する回答書その他事業者が本契約締結までに市に提出した一切の書類をいう。
- (44)「DBO方式」とは、民間事業者が空調等設備の事業管理業務、設計業務、施工業務を行った後、速やかに市に引き渡し、事業期間を通じて事業者が維持管理を行う事業方式をいう。
- (45)「夏休み」とは、7月から8月の間で学校等が授業を行わない長期休業期間をいう。
- (46)「募集要項」とは、本件事業に関して、令和8年5月8日に公表された市立小中学校外校舎空調更新等整備事業募集要項（公表後の変更を含む。）及びこれに関する質問に対する回答をいう。
- (47)「募集要項等」とは、募集要項、要求水準書、事業者選定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、様式集、その他応募に際して市が公表する（公表後の変更分を含む。）資料一式及びこれらに関する質問に対する回答をいう。
- (48)「PFI法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
- (49)「不可抗力事由」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のもの（募集要項等及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）で、市及び事業者のいずれの責にも帰すことのできない事由をいう。ただし、法令の変更及び物価変動は、不可抗力事由に含まないものとする。  
また、新型コロナウイルス感染症についても、その拡大等を原因とする本契約の締結時において通常見込み可能な機器の納期遅延、材料確保困難からの工期遅延等は、不可抗力事由による事象に含まれないものとする。
- (50)「暴排条例」とは、宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年宝塚市条例第6号）をいう。
- (51)「暴力団」とは、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (52)「暴力団員」とは、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。

- (53)「暴力団等」とは、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者（本条第 54 号に定義する。）をいう。
- (54)「暴力団密接関係者」とは、暴排条例第 2 条第 3 号に規定する者をいう。
- (55)「法令等」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。
- (56)「本契約上の秘密」とは、市及び事業者が本契約上の義務の履行又は本契約上の権利の行使に際して知り得た情報で、一般に公開されていないものをいう。ただし、本契約締結前に既に、自ら保有していたもの、公知であったもの及び本契約に関して知った後、自らの責によらずして公知になったもの並びに正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持を課せられることなく取得したものを除く。
- (57)「本件議決」とは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 11 号）に規定された宝塚市議会の議決をいう。
- (58)「交付金等」とは、学校施設環境改善交付金含む本事業実施に充てる財源をいう。
- (59)「本件事業関連書類等」とは、本契約書、基本協定書、実施方針等、募集要項等、提案書、その他本件応募に関する質問及び意見に対する回答書、二次審査における事業者からの提案、ヒアリングにおける回答内容をいう。
- (60)「本件事業に直接関連する法令」とは、特に本件事業と類似のサービスを提供する空調等設備整備、施設改修、空調整備の維持管理等に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令であって、本件事業に直接関連する新税の設定並びに消費税率及び地方消費税率の変更も含まれるが、これに該当しない法人税その他の税制の変更及び事業者に対して一般的に適用される法律の変更は含まれないものとする。
- (61)「要求水準」とは、要求水準書に記載された本件事業の遂行に当たって、事業者が満たすべき最低水準をいい、提案書の内容が要求水準を上回る場合は、上回る部分については提案書に記載された水準をいう。
- (62)「要求水準書」とは、令和 8 年 5 月 8 日に公表された市立小中学校外校舎空調更新等整備事業要求水準書（公表後の変更を含む。）及びこれに関する質問及び意見に対する回答をいう。
- (63)「役員等」とは、暴排条例第 2 条第 3 号に規定する者をいう。
- (64)「LED 設備」とは、対象施設に新たに設置される照明設備、誘導支援設備に関する一切の LED 器具と付随する電気設備のことをいう。

## 第2章 総則

### (目的)

第2条 本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

### (公共性及び民間事業の趣旨の尊重、協力義務)

第3条 事業者は、本事業が、学校の校舎等を対象として行われる事業であって、高度の公共性を有すること及び市が学校の校舎等の管理者の立場であることを十分理解し、本事業の実施に当たり、その趣旨を尊重する。

2 市は、本事業が、DBO方式に基づき、事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

3 事業者は、市が本事業に関し、交付金（学校施設環境改善交付金）等の申請をする場合又は許認可等の取得又は届出等を行う場合は、当該手続に必要な資料の提出、技術的協力及び書類作成業務その他市が必要とする事項について、事業者の費用負担にて、協力するものとする。

### (本事業の概要)

第4条 本事業は、空調等設備整備及び施設改修の施工に当たっての事業実施場所（第6条のとおり。以下同じ。）についての事前調査業務、空調等設備整備及び施設改修の事業管理業務、設計業務、施工業務及び空調設備の維持管理業務及びこれらに付随し関連する一切の業務により構成される。

2 事業者は、本事業に関し、市との間で、本契約に基づき、次の各号に定める各契約を締結することにより、本契約と当該各契約でもって不可分一体の事業契約を締結する。

(1)事業管理・設計・施工業務に関し、市との間で工事請負契約書を本契約の締結日付けで締結させる。

(2)維持管理業務及びこれらに付随し関連する一切の業務に関し、市との間で委託契約書を本契約の締結日付けで締結する。

### (本事業遂行の方針)

第5条 市及び事業者は、本事業を、本事業関連書類等に従って遂行しなければならない。

2 事業者は、本契約と前項記載のその他の書類との間に内容の相違がある場合は本契約の内容を優先する。

3 本契約に記載のない事項についてその他の書類相互間に内容の相違がある場合には、次の各号の順に従って本事業を遂行するものとする。

(1)募集要項等のうち事業者の質問に対する回答

(2)上記(1)を除く募集要項等

(3)実施方針等

#### (4)提案書

なお、同一順位の書類間に内容の相違がある場合には、市の選択に従うものとする。ただし、第4号の提案書間に内容の相違がある場合については、市は事前に事業者と協議したうえで判断するものとする。また、提案書の水準が第1号、第2号及び第3号に記載の水準を上回る部分については、提案書の記載が優先する。

- 4 事業者は、本件事業の遂行に当たっては、市立小中学校外校舎空調更新等整備事業プロポーザル審査会の意見、ヒアリングにおける回答内容等及び市の要望事項に最大限配慮しなければならないものとする。

#### (事業実施場所)

第6条 本件事業を実施する場所は、別紙1に記載の学校等の校舎等のほか本件事業を実施するに当たって必要となる場所とする。

#### (事業期間)

第7条 本契約の事業期間は、本件議決により本契約の効力が生じた日から令和25年3月31日とする。

#### (事業日程)

第8条 本件事業は、別紙2の日程表に従って実施されるものとする。

#### (事業者の費用負担)

第9条 本件事業について事業者のなすべき義務の履行に関連する一切の費用は、本契約において特に定めた場合を除き、すべて事業者が負担するものとする。

#### (事業者が第三者に与えた損害)

第10条 事業者が本件事業を行うにつき、第三者に損害を与えた場合、事業者は、本契約に基づき事業者の負担すべき損害を、当該第三者に対して賠償しなければならない。

- 2 市は前項に規定される損害を第三者に賠償する場合、事前に事業者に通知するものとし、市が第三者に対する賠償を行ったときは、事業者に対し、賠償した金額を求償することができる。事業者は、市から請求を受けた場合には、速やかにその全額を支払わなければならない。

#### (暴力団等の排除措置)

第11条 市は、事業者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、事業者並びに構成員等の役員等の氏名その他の必要情報の提供を求めことができ、これらの情報を兵庫県警察本部長又は兵庫県下の各警察署長に提供することにより、事業者並びに構成員等の役員等が暴力団等であるかどうかについて意見を聴くことができる。

- (1)役員等（事業者及び構成員等の役員又はその支店若しくは常時工事請負又は業務委託等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、本条において同じ。）が暴力団員であるこ

と。

(2)暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

(3)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められること。

(4)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。

(5)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(6)下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められること。

2 市は、前項の規定による意見の聴取により得た情報について、本件事業の実施以外の業務において暴力団等の排除措置を講ずるために利用し、又は他の実施機関（執行機関の付属機関設置に関する条例（昭和41年宝塚市条例第1号）に規定する執行機関をいう。）に提供することができる。

3 事業者は、担当業務を第三者（事業者の役員、従業員を含む。本条において以下同様とする。）に行わせようとする場合は、暴力団等にこれを行わせてはならず、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を市に報告しなければならない。

4 事業者は、担当業務を第三者に行かせた場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を市に報告し、当該第三者との契約を解除しなければならない。

5 事業者は、本件事業の実施に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下この号において「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに、その旨を市に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行わなければならない。構成員等が担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とする。

6 市は、事業者、構成員等が、担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、事業者に対し、当該第三者との間で契約を締結し、若しくは構成員等をして締結させないよう、又は、既に当該第三者と契約を締結している場合においては、当該契約を解除し、若しくは構成員等をして解除させるよう、求めることができる。

7 市は、本条に基づき、事業者ら及び第三者その他関係者に損害が生じても、その賠償の責を負わないものとする。

#### （業務実施体制）

第12条 事業者は、本件事業の実施に必要な体制を構築し、要求水準書に定める、事業管理責任者、設計責任者、施工責任者、維持管理責任者等を決定し、各業務の開始時期までに市に届け出るとともに、設計業務及び施工業務の工程表を業務着手前に市に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の実施体制等に変更があった場合には、その変更後速やかに変更後の実施体

制等を市に届け出なければならない。

### 第3章 空調等設備整備及び施設改修の設計

#### 第1節 事前調査

##### (事前調査)

第13条 事業者は、自己の責任及び費用負担において、本契約締結後、構成員等をして、空調等設備整備及び施設改修の設計の実施に必要な事前調査を行わなければならない。

2 事業者は、前項の事前調査に当たっては、学校教育活動等に支障のないよう、その実施日程及び実施方針等について、市と十分協議し、実施するものとする。

3 事業者が事前調査を実施する場合、現地の確認等、簡易な調査を除き調査計画書を作成し、市に提出し、確認を受けなければならない。また、事業者は、事前調査の終了後に調査報告書を作成し、市に提出し確認を受けなければならない。なお、提出時期については、実施する調査内容に応じて事業者と市が協議して決定する。

4 事業者が第1項の事前調査を行った結果、事業実施場所が空調等設備整備及び施設改修の施工に支障を来す状態にある場合には、市と事業者は当該状態の除去修復の必要性や方法等について協議を行うものとする。また、この場合に、事業者が、別紙7に記載の施工計画書及び予定工程表記載の工期又は第50条に規定する供用開始時（以下「施工計画書記載の工期等」という。）を遵守できないことを理由として、市に対し、工期の変更を請求したときは、市と事業者は協議により当該変更の当否を定めるものとし、協議が調わない場合には、第39条第3項の規定に従うものとする。

##### (事前調査に関する第三者の使用)

第14条 事業者は、前条の事前調査業務を行うに当たって、構成員等が第三者を使用する場合、事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。なお、構成員等が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも市の事前の承諾を得なければならない。

##### (事前調査責任)

第15条 事業者が、第13条の規定により構成員等によって実施させた事前調査の不備、誤り等から発生する一切の責任は事業者がこれを負担するものとし、市は当該不備、誤り等に起因して発生する一切の追加費用を負担しない。

2 前条の事前調査業務に関する第三者の使用はすべて事業者の責任において行うものとし、事前調査業務に関して事業者又は構成員等が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて事業者の行為とみなし、当該第三者の責に帰すべき事由は、すべて事業者の責に帰すべき事由として、事業者が責任を負うものとする。

3 募集要項等に記載する図面、データ等は、あくまでも参考資料として提供されるものであり、市は、これら資料の提供を理由として、本契約に基づく事業者が行う業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

## 第2節 設計業務

(空調等設備整備及び施設改修に関する設計)

第16条 事業者は、本契約の締結後速やかに、法令を遵守のうえ、本件事業関連書類等に基づき、かつ前節に規定する事前調査の結果を踏まえ、市との十分な協議をさせたうえで、空調等設備整備及び施設改修に関する設計を行うものとする。

2 事業者は、設計業務の開始時に、別紙7に定める書類を市に提出する。

3 事業者は、既存の建物や設備機器、配管等への影響が極力少なるように配慮して、設計企業をして第1項所定の設計を行わせるとともに、空調等設備の設置場所、移設等については、市と協議の上、市の指示に従うものとする。

4 事業者は、本章に規定する空調等設備整備及び施設改修に関する設計及びこれに付随して行う業務を実施するに当たっては、その時期及び実施方法等について、事前に市と十分に協議し、学校教育活動等に支障がないように留意しなければならない。

(進捗状況の報告)

第17条 事業者は、市に対し、各対象施設における空調等設備整備及び施設改修に関する設計の進捗状況に関して、定期的に報告しなければならない。

2 前項にかかわらず、市は、設計業務の進捗状況に関して、適宜、事業者に対して説明を求めることができるものとする。

3 市は前2項の報告を理由として、空調等設備整備及び施設改修に関する設計及び施工の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

4 市は、第1項、第2項に基づき指摘事項がある場合には適宜意見を述べることができる。

(設計業務に関する第三者の使用)

第18条 事業者は、設計企業をして、設計業務の一部に限って第三者に再委託させることができるものとし、業務の全部を第三者に再委託させることはできない。

2 事業者は、設計業務を行うに当たって、設計企業が第三者を使用する場合、事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。なお、設計企業が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも市の事前の承諾を得ることを、設計企業が第三者を使用する場合についての市の承諾条件とする。

(設計に関する第三者の使用責任)

第19条 事業者は、空調等設備整備及び施設改修に関する設計について一切の責任（設計上の誤り及び事業者の都合による設計変更から発生する追加費用の負担を含む。）を負担する。

2 前条の設計業務に関する第三者の使用はすべて事業者の責任において行うものとし、設計業務に関して事業者又は構成員等が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて事業者の行為とみなし、当該第三者の責に帰すべき事由は、すべて事業者の責に帰すべき事由として、事業者が責任を負うものとする。

(設計の完了)

第 20 条 事業者は、空調等設備整備及び施設改修につき、別紙 4 の対象施設別の別紙 3 の整備項目ごとに設計を行い、これらを完了した場合には、その都度、市に対し、速やかに別紙 7 に定める設計業務に関する書類等を提出する。

2 市は、別紙 7 に定める設計業務に関する書類等と本件事業関連書類等との間に客観的な不一致があることが判明したときは、当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を事業者に通知し、速やかに修正するよう求めることができる。

3 事業者が前項の規定による通知を受領した場合、事業者は、自己の責任と費用負担において、速やかに当該不一致を是正したうえ、是正結果を市に報告し、市は速やかにその結果を確認する。

4 前項に基づく是正に起因して、空調等設備整備又は施設改修の施工の遅延が見込まれる場合の第 49 条に規定する引渡日の変更及びその変更による費用等の負担は、第 39 条第 2 項及び第 40 条第 2 項に準用するものとする。

5 市は、第 1 項に規定する書類等を受領したこと、事業者に対して第 2 項に規定する通知を行ったこと又は第 3 項の規定に従い確認を行ったことのいずれかを理由としても、空調等設備整備及び施設改修の設計及び施工の全部又は一部のいずれについても何らの責任を負担するものではない。

(市の請求による設計の変更)

第 21 条 市は、必要があると認められるときは、別紙 7 に定める設計業務に関する書類等の完成前であるか完成後であるかを問わず、事業者に対して、第 49 条に規定する引渡日の変更を伴わず、かつ本件事業関連書類等の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を記載した書面を交付して、空調等設備整備又は施設改修に関する設計変更を求めることができる。この場合、事業者は、当該変更の要否及び事業者の本件事業の実施に与える影響を検討し、市に対して市からの設計変更請求を受けてから速やかに、その検討結果を通知しなければならない。市は、かかる事業者の検討結果を踏まえて設計変更の要否を最終的に決定し、事業者に通知する。

2 市が、第 49 条に規定する引渡し日の変更を伴う設計変更又は本件事業関連書類等の範囲を逸脱する設計変更の提案を行った場合、事業者はその当否及び費用負担について市の協議に応じるものとし、協議が調った場合には、設計変更を合意して実施するものとする。

3 第 1 項又は前項の規定に従い、市の責に帰すべき事由に基づき、事業者が空調等設備整備又は施設改修に関する設計変更を行った場合に、当該変更により事業者に追加費用又は損害が発生したときは、事業者は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれらを証する書類を添えて市に請求し、市は当該追加費用又は損害を合理的範囲内において負担するものとし、負担方法について事業者と協議する。また、当該設計変更により、本契約に基づく事業者の業務に係る費用が増減したときは、第 8 章の規定に基づいて対価の支払額を増減する。

4 第 1 項又は第 2 項の設計変更に起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第 39 条第 1 項及び第 3 項を準用する。

(事業者の請求による設計の変更)

第 22 条 事業者は、市の事前の承諾を得た場合を除き、空調等設備整備又は施設改修に関する設計変更を行うことはできないものとする。万が一、事業者が市の事前の承諾を得ずに設計変更を行った場合、市は、事業者に対し、施工企業をして、当該変更前の設計に従った空調等設備整備又は施設改修に戻す補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定により事業者が市の事前の承諾を得て空調等設備整備又は施設改修に関する設計変更を行う場合、当該変更により事業者に追加費用又は損害が発生したときは、本契約に別段の定めのある場合を除き原則として事業者に追加費用又は損害を負担するものとする。ただし、市が必要と認めた場合には市が合理的範囲で負担するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれらを証する書類を添えて市に請求するものとする。また、当該設計変更により、本契約に基づく事業者の業務にかかる費用が増減したときは、第 8 章の規定に基づいて対価の支払額を増減する。
- 3 第 1 項の設計変更に起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第 39 条第 2 項を準用する。

## 第 4 章 空調等設備整備及び施設改修に関する施工

### 第 1 節 総則

(空調等設備整備及び施設改修に関する施工の基本方針)

第 23 条 事業者は、本章に規定する空調等設備整備及び施設改修に関する施工及びこれに付随して行う業務を実施するに当たっては、その時期（施工時間帯を含む）について別紙 4 及び要求水準に従い、かつ、実施方法について、事前に市と十分に協議し、学校教育活動等に支障がないよう留意しなければならない。また、事業者は、施工期間中の各事業実施場所における市の発注にかかる第三者の施工する他の工事（作業を含む。以下「別途工事」という。）の予定を事前に市に確認し、市を通じて別途工事の請負業者と十分に調整を行うとともに、学校教育活動等に支障のないよう市と十分協議の上、別紙 7 に定める施工計画書及び予定工程表を作成しなければならない。なお、別途工事のため別紙 4 のスケジュールを遵守できない場合、事業者は、別紙 7 に定める施工計画書及び予定工程表の変更につき、市と協議する。

- 2 前項にかかわらず、市は、学校の統廃合等の見込が生じた場合、事業者に対し、別紙 7 に定める施工計画書及び予定工程表の変更を指示することができ、事業者はこれに応じなければならない。

## 第2節 事前調査

(事前調査)

第24条 事業者は、自己の責任及び費用負担において、構成員等をして、本契約締結後、空調等設備整備及び施設改修の施工に必要な事前調査を行わなければならない。

2 第13条第2項から第4項、第14条及び第15条の規定は前項の事前調査に準用する。

## 第3節 施工業務

(空調等設備整備及び施設改修に関する施工)

第25条 事業者は、施工企業をして、本件事業関連書類等、別紙7に定める各書類等並びに別紙2の日程表及び別紙4の対象施設別整備スケジュールに従い、かつ、各種基準等を遵守して、空調等設備整備及び施設改修に関する施工を行わせなければならない。なお、事業者は、別紙7に定める各書類等を、市と協議のうえ、市の定める提出期限までに、市に提出するものとする。

2 仮設、施工方法その他空調等設備整備及び施設改修に関する施工を行うために必要な一切の業務手段については、提案書及び別紙7に定める各書類等において特に提案されているものも含め、事業者が自己の責任及び費用負担において行うものとする。

3 事業者は、学校等の運営上、支障のない範囲で、事前に、市に対し、その利用期間等市が定める事項を明らかにした申請を行い、市の承諾を得た場合には、無償で使用できるものとする。

4 事業者は、空調等設備整備及び施設改修に関する施工に際し、樹木、排水溝、機械警備機器、記念碑、照明、自火報感知器等の既存物の移設が必要となる場合には、市と協議し、市の指示に基づき、各種基準等を遵守のうえ、事業者が自己の責任及び費用負担においてこれらを移設し、速やかに機能回復等を行うものとする、ただし、市が機能回復等を不要としたものについては、この限りでない。

5 事業者は、施工企業をして第1項において定める別紙7に定める施工計画書及び予定工程表に従い、施工業務に着手させ、工事を遂行するものとする。

6 事業者は、施工企業をして、施工業務の期間中、事業実施場所に常に別紙7に定める書類のうち必要な書類を備置させなければならない。

7 市は、事業者に対し、施工体制台帳及び施工体系図（建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8に規定する施工体制台帳及び施工体系図をいう。）の閲覧並びに施工体制及び体系にかかる事項についての報告を求めることができる。

(空調等設備整備及び施設改修に関する施工についての許認可及び届出等)

第26条 事業者は、空調等設備整備及び施設改修に関する施工について本契約上の義務を履行するために必要となる許認可等の取得、届出等の一切を自己の責任及び費用負担において行う。

2 事業者が市に対して協力を求めた場合、市は事業者による前項の許認可等の取得及び届出等

に必要な資料の提出等についての必要な協力を行うものとする。

- 3 事業者が、第1項の許認可等の申請に当たって、関係所轄官庁との間で協議を行った場合には、当該協議録を作成、保管し、市から提出を求められた場合には、速やかにこれを提出するものとする。

#### (施工企業による完工検査)

第27条 事業者は、施工企業をして、各対象施設において、別紙4の対象施設別の別紙3の各整備項目の施工業務が完了するごとに、完工検査をさせ、いずれも、設計、施工及び工事監理業務に係る要求水準を満たしていることを確認する。

#### (事業管理等)

第28条 事業者は、工事監理業務を行う者を配置し、その者をして本件事業関連書類等に基づき、空調等設備整備及び施設改修に関する施工の工事監理を実施する。

- 2 事業者は、施工業務に着手する前に、自らの責任及び費用負担により、工事監理業務を行う者を対象施設へ配置し、配置後速やかに市に対して当該配置の事実を通知するとともに、別紙7に定める書類を市に提出するものとする。なお、工事監理を行う者は、工事監理を行う当該対象施設の施工業務を担当した企業の従業員であってはならず、かつ、施工業務を担当した企業と相互に資本面又は人事面において関連のある企業の従業員であってはならない。
- 3 事業者は、前項に基づき配置された工事監理者をして、工事監理記録を作成させたうえ、事業者を通じ、定期的に工事監理の状況を市に報告させるものとし、市が要請したときは、随時報告を行わせるものとする。
- 4 事業者は、品質の管理を行うため、市と協議のうえ、品質管理のためのチェックリストを作成し、市の承諾を得るとともに、別紙4の対象施設別の別紙3の各整備項目の工事監理業務が完了するごとに、当該チェックリストに基づき、工事監理記録等の内容を検査のうえ、その結果を市に報告するものとする。
- 5 事業者は、工事監理者が工事監理を行い、かつ、本条の規定を遵守するうえで必要となる協力を行う。
- 6 事業者は、第1項から第5項に定める工事監理業務の他、事業管理業務を行う者を配置するものとする。ただし、事業管理業務の内、事業進捗調整業務、学校施設環境改善交付金事務等支援業務及びこれらに付随する業務については、第1項から第5項に定める工事監理業務を兼ねていない者であっても配置することができるものとする。

#### (事業実施場所の管理等)

第29条 事業者は空調等設備整備及び施設改修に関する施工を実施するに当たり、使用が必要となる駐車場、資材置場等の場所、設備等について、使用場所ごと又は設備等ごとに、事前に、市に対してその使用期間を明らかにした届出を行い、市から使用についての承諾を得なければならない。

- 2 事業者は、市が使用を承諾した期間、善良なる管理者の注意義務をもって前項の規定による使用についての承諾を得た場所、設備等管理を行う。

- 3 事業者は、市が使用を承諾した期間の終了時期までに、空調等設備整備及び施設改修に関する施工を実施するに当たり、使用が必要となる駐車場、資材置場等の場所、設備等について、原状に復するものとする。

(施工業務及び工事監理業務に関する第三者の使用)

第 30 条 事業者は、施工企業として、施工業務の一部に限って第三者に請け負わせることができるものとし、業務の全部を第三者に請け負わせることはできない。また、事業者は、工事監理を行う者をして、工事監理業務の一部に限って第三者に再委託させることができるものとし、業務の全部を第三者に再委託させることはできない。

- 2 事業者は、施工業務及び工事監理業務を行うに当たって、施工企業及び工事監理を行う者が第三者を使用する場合、事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。なお施工及び工事監理を行う者が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも市の事前の承諾を得ることを、施工企業及び工事監理を行う者が第三者を使用する場合についての市の承諾条件とする。

(施工及び工事監理責任)

第 31 条 事業者は、施工業務及び工事監理業務に関する一切の責任を負担する。

- 2 前条の施工業務及び工事監理業務に関する第三者の使用はすべて事業者の責任において行うものとし、施工業務及び工事監理業務に関して事業者又は施工企業及び工事監理を行う者が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて事業者の行為とみなし、すべて事業者の責に帰すべき事由として、事業者が責任を負うものとする。

(施工業務に伴う近隣対策等)

第 32 条 事業者は、自己の責任及び費用負担について、騒音、振動、臭気、有害物質の排出、熱風、温風、公害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他施工業務により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施する。

- 2 事業者はこの近隣対策の実施について、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 事業者は、市の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として別紙 7 に定める施工計画書及び予定工程表に規定する施工計画を変更することはできない。
- 4 近隣調整の結果、空調等設備の第 49 条に規定する引渡日の遅延が見込まれる場合、市及び事業者は協議のうえ、供用開始時を変更することができる。
- 5 近隣調整の結果、事業者に生じた費用（空調等設備の第 49 条に規定する引渡日に変更されたことによる費用増加を含む。）については、事業者が負担するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、本件事業を行うこと自体に対する近隣住民の反対運動、訴訟、要望又は苦情等（以下「近隣住民の反対運動等」という。）に対する対応は市が行い、事業者は市に協力するものとし、近隣住民の反対運動等に直接起因する費用又は損害については市が合理的な範囲で負担する。なお、本件事業を行う自体に起因しない近隣住民の反対運動等への対応は事業者が、その責任と費用負担にて行う。

(廃棄物の処理及び既存設備の撤去等)

第 33 条 事業者は施工業務において発生した廃棄物の再資源化に努めるとともに、これを廃棄する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他の関係する法令及び事例等を遵守しなければならない。

2 事業者は、既存設備の撤去に当たっては、前項に加え、フロン類を使用するものについては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）その他の関係する法令及び条例等を遵守しなければならない。

3 事業者は、前二項につき、法令等に定められた書類の他その実施状況を記録し、法令等に定められた期限があるときはその期限までに、それ以外のものは適時（ただし、市の要求がある場合は速やかに）、市に提出しなければならない。

(石綿の処理等)

第 34 条 事業者は、事前調査及び施工業務において新たに対象施設において判明した石綿について、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）及び宝塚市環境基本条例（平成 8 年宝塚市条例第 23 号）等の関係する法令及び条例等に従い工事を実施するとともに、石綿が使用されているものを処分するときは、前条第 1 項による他、上記法令及び条例等を遵守しなければならない。

2 前項の場合で、事業者が事前調査及び施工業務において、市が行った石綿含有調査後に新たに対象施設において判明した石綿を含む部位の改修等を行う場合は、事業者は、市と協議の上、安全に配慮し、湿式集塵装置付工事等で施工すること。

3 事業者は、LED 設備についてポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 6 5 号）等の関係する法令及び条例等に従い事前調査及び施工業務を実施すること。なお、事前調査及び施工業務で PCB 含有の可能性のあるものを発見した場合、PCB 含有の有無を確認し、非含有が証明できない場合、市が指定する保管場所へ移設すること。

#### 第 4 節 市による確認

(市による説明要求及び事業実施場所立会い等)

第 35 条 市は、随時、空調等設備整備及び施設改修が、別紙 7 に定める各書類等、本件事業関連書類等に従い、施工されていることを確認できるものとする。この場合において、市は、事業者事前に通知したうえで、空調等設備整備及び施設改修に関する施工の状況その他について、事業者、施工企業又は第 30 条に規定する第三者に対してその説明を求めることができるものとし、また、事業実施場所において施工状況を自ら立会いのうえ確認できるものとする。

2 事業者は、前項に規定する施工の状況その他についての説明及び市による確認の実施につき、市に対して最大限の協力を行うものとし、また施工企業又は第 30 条に規定する第三者をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。

3 第 1 項に規定する説明又は確認の結果、空調等設備整備及び施設改修の施工状況が別紙 7 に定める各書類等、本件事業関連書類等の内容を客観的に逸脱していることが判明した場合、

市は、事業者に対してその是正を求めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。

- 4 事業者は、施工業務の期間中に事業者が行う空調等設備整備及び施設改修に関する検査又は試験について、事前に市に対して通知するものとする。なお、市は、事業者が行う検査又は試験に立ち会うことができるものとする。
- 5 市は、本条に規定する説明又は報告の受領、確認の実施又は立会いを理由として、空調等設備整備及び施設改修に関する施工の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任を負担するものではない。

## 第5節 完工確認等

(事業者による完工検査及び試運転)

- 第36条 事業者は、別紙4の対象施設別の別紙3の各整備項目の施工業務が完了するごとに、事業者の費用負担において、当該対象施設の工事監理業務を担当していた以外の工事監理者の中から検査員を選定し、完工検査及び試運転を行う。
- 2 事業者は、市に対して、各対象施設において、前項の完工検査及び試運転を実施する5日前（当該実施日が市の休日に当たる場合は、直前の市の開庁日）までに、当該完工検査及び試運転の日程を通知する。
  - 3 事業者は、第1項の完工検査及び試運転終了後、速やかに市に対して完工検査記録及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて完工検査及び試運転の結果を報告する。
  - 4 市は、事業者が本条の規定に従い実施する完工検査及び試運転に立ち会うことができる。ただし、市はかかる立ち会いの実施を理由として何らの責任を負担するものではない。

(市による完工確認)

- 第37条 前条の検査を完了したことを受けて事業者から提出された完成届を市が受領した場合、市は、空調等設備整備及び施設改修が設計図書及び本件事業関連書類等に規定された内容及び水準を充足していることを確認するため、完工確認を実施する。
- 2 完工確認の方法は、次の各号の規定のとおりとする。
    - (1) 市は、事業者又は施工企業等及び工事監理者立会いのもとで、完工確認を実施する。
    - (2) 空調等設備の試稼動等及び機器、備品等の試運転等は、市による完工確認前に事業者が事業者の責任と費用負担において実施し、その報告書を市に提出する。なお、市は、試稼動及び試運転等に立ち会うことができる。
    - (3) 事業者は、前号に規定する試運転等とは別に、機器・備品等の取扱いに関する市への説明を実施する。
  - 3 市は、前2項の完工確認の結果、空調等設備整備又は施設改修が設計図書及び本件事業関連書類等に定められた内容及び水準を客観的に満たしていないと判断する場合、事業者に対して補修若しくは改造を求め、又は改善勧告を行うことができ、事業者はこれに従わなければならない。なお、上記補修、改造又は改善に係る費用は、事業者が負担する。
  - 4 市は、本条に基づく完工確認の実施を理由として、空調等設備整備及び施設改修に関する設計、施工の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
  - 5 市は完工確認を実施した空調等設備につき、第38条第1項に基づく完工確認通知書の交付

及び第 49 条に基づく引渡し前に、事実上使用（部分使用）させるよう事業者に求めることができる。この場合、市又は教職員、幼児・児童・生徒、保護者その他の学校等の使用者の責に帰すべき事由により発生した破損等については、市が責任及び費用を負担する。

（完工確認通知書の交付）

- 第 38 条 市は、第 37 条の完工確認、第 12 条の維持管理業務実施体制の確認を完了し、第 54 条第 2 項の維持管理業務計画書等についての承諾を行い、空調等設備及び施設改修部分を適切に利用できる判断し、かつ、事業者が、自己の責任及び費用負担において自己又は維持管理企業等をして別紙 16 の 1 及び別紙 16 の 2 に掲げる保険及び事業者において必要と考える保険に加入し、その保険証書の写しを別紙 7 に掲げる施工図書とともに市に対して提出した場合、事業者に対して完工確認を行った対象施設についての完工確認通知書を、別紙 1 に示す対象施設の単位で交付する。
- 2 事業者は、市の空調等設備整備に関する完工確認通知書を受領しなければ、空調等設備の維持管理業務を開始することはできないものとする。
  - 3 市による完工確認通知書の交付を理由として、市は空調等設備整備及び施設改修に関する設計、施工の全部又は一部について責任を負担するものではない。

## 第 6 節 工期等の変更等

（工期等の変更）

- 第 39 条 市が事業者に対して施工計画書記載の工期等の変更を請求した場合又は事業者が不可抗力事由又は事業者の責に帰すことのできない事由により施工計画書記載の工期等が遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、市及び事業者は協議により、当該変更の当否を定めるものとする。
- 2 事業者が、自己の責に帰すべき事由により、施工計画書記載の工期等を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、市は、当該変更の当否を定めるものとする。  
この場合、市は事業者に対し、代替措置（例えば工事が遅延した結果、空調等設備がされていない短期間についてリース等による空調等設備の設置等）の指示を行うことができ、事業者はこれに従わなければならない。
  - 3 不可抗力事由、本件事業に直接関係する法令の制定又は改正（以下「法令改正等」という。）又はこれらの事由と前各項に掲げる事由の全部又は一部が複合して、施工計画書記載の工期等が変更された場合の追加費用又は損害の負担は、第 10 章の定めに従うものとする。

（工期又は供用開始時期の遅延による費用等の負担及び違約金）

- 第 40 条 市の責に帰すべき事由によって、施工計画書記載の工期等が遅延する場合、当該遅延に伴って事業者が生じた追加費用又は損害は、合理的な範囲内において市が負担するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 2 事業者の責に帰すべき事由によって、施工計画書記載の工期等が遅延する場合、次の各号の

とおりとする。

- (1) 全部又は一部の空調等設備の引渡しが遅延したものの、対象施設の事業実施予定年度末までに、市が、事業者に対して、完工確認通知書を交付することができた場合、事業者は、市に対し、当該空調等設備の令和10年4月1日から実際に空調等設備が事業者から市に対して引渡された日までの期間（ただし、事業者の責に帰すことができない事由により施工業務が別紙2の日程表記載の日程より遅延した期間が競合する場合は、その期間を除き、両端日を含む。）において、当該空調等設備の設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は本契約時の税率とする。）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に従って計算される遅延利息（法改正等により率の変更があれば変更後の率）を支払うものとする。
  - (2) 全部又は一部の空調等設備の引渡しが遅延し、対象施設の事業実施予定年度末までに、市が事業者に対して、完工確認通知書を交付することができなかった場合、事業者は、市に対し、前号の定めを準用して算出される違約金を支払うとともに、当該空調等設備及び施設改修の進捗の程度にかかわらず、当該遅延がなかったならば当該空調等設備整備事業に関して充当を予定していた交付金等相当額などを市が実損を試算し、事業者はその補填をするものとする。
  - (3) 事業者の責に帰すことができない事由と競合して施工計画書記載の工期等が遅延する場合で、かつ、本条第5項に従い算出される事業者の責に帰すべき事由による施工計画書記載の工期等の遅延期間のみであれば、当該空調等設備に関し、対象施設の事業実施予定年度末を越えることなく、市が事業者に対し、完工確認書を交付することができたと客観的に認められる場合には、前号は適用されず、事業者の責に帰すべき事由による当該空調等設備の引渡し遅延と認められる期間についてのみ本項第1号が適用されるものとする。
- 3 前項第2号の場合において、市が当該空調等設備整備及び施設改修に関し、学校施設環境改善交付金等を活用するための例外的措置を講じる場合は、前項第2号の規定にかかわらず、市は、前項第2号の場合において当該空調等設備整備及び施設改修に関して、学校施設環境改善交付金等の活用をするため例外的措置を講じることができる。ただし、事業者は市において当該措置を講じなかったことあるいは当該措置を講じたものの学校施設環境改善交付金等の活用ができなかったことについて、市が何らの責任を負うものでないことを確認する。
  - 4 前2項の場合において、市に当該違約金を超える損害が生じたときは、事業者は、市に対し、その損害額のうち当該違約金を超える額を支払うものとする。
  - 5 本条の適用に当たり、施工計画書記載の工期等が遅延する原因となった事由について、事業者の責に帰すべき事由とその他の事由が競合する遅延期間（以下「競合遅延期間」という。）があるときは、市及び事業者は協議の上、その各事由が当該遅延に与えた影響割合を算出し、競合遅延期間に、事業者の責に帰すべき事由の影響割合を乗じて算出した期間をもって、事業者の責に帰すべき事由による遅延期間（以下「帰責遅延期間」という。）とし、競合遅延期間から帰責遅延期間を控除した後の残期間を事業者の責に帰すことができない事由による遅延期間とし、前3項を適用する。
  - 6 市は、本条の違約金と本契約に基づき支払うすべての対価につき、当該対価がいかなる業務に対するものであるかにかかわらず、相殺することができるものとする。

(施工業務の一時中止)

第 41 条 市は、必要があると認める場合、その理由を事業者に通知したうえで、施工業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 市は、前項の規定により、施工業務の全部又は一部を一時中止させた場合で必要があると認めるときは、事業者と協議のうえ施工計画書記載の工期等を変更することができる。この場合において、事業者が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者、施工機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合又はその他事業者に損害が生じた場合には、市は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において、負担するものとし、事業者は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

3 市は、不可抗力事由又は本件事業に直接関係する法令の改正等により、施工業務の全部又は一部を一時中止された場合で必要があると認めるときは、事業者と協議のうえ、施工計画書記載の工期等を変更することができる。

4 不可抗力事由、本件事業に直接関係する法令の改正等、又はこれらの事由と前各項に掲げる事由の全部又は一部が一時中止された場合において、事業者が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者、施工機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合又は損害の負担は、第 10 章の定めに従うものとする。

(危険負担等)

第 42 条 第 49 条に規定する引渡時までに、空調等設備の全部又は一部、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他施工器具等が、不可抗力事由により滅失し、又はき損し、その結果、事業者追加費用又は損害が発生したときは、市及び事業者は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙 15 に規定する負担割合に従い負担するものとする。この場合において、事業者は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

2 前項の場合、本契約の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 滅失又はき損の程度が甚大で修復に多額の費用を要する場合は、市及び事業者は原則として第 77 条に従い本契約も全部又は一部を解除するものとする。ただし、事業者が任意の判断で市の認める期間内に事業者の費用負担において空調等設備整備及び施設改修を対象施設に再施工する場合にはこの限りでない。

(2) 前号の場合以外のき損の場合には、事業者は空調等設備整備及び施設改修の対象を設計どおり修復して対象施設に施工するものとする。この場合に事業者が生じる追加費用又は損害の費用負担については、前項を準用するものとし、市は、修復に要する合理的期間を限度として、第 49 条に規定する引渡日の延長を認めるものとする。

(3) 前 2 号の場合、市は事業者に対し、追加費用の負担及び損害賠償の請求は行わない。

(契約不適合責任)

第 43 条 空調等設備の種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、市は、事業者に対して、相当の期間を定めて、当該契約不適合

の補修（備品・付属品等については交換を含む。以下同じ。）、代替品の引渡しによる履行の追完又はそれらに代え若しくはそれらとともに損害の賠償を請求し、又は設計・施工等のサービス対価を減額することができる。ただし、当該契約不適合が市又は教職員、幼児・児童・生徒、保護者、利用者その他施設等の使用者の責に帰すべき事由により発生した場合には、この限りではない。また、市が、当該契約不適合の補修に代えて補修費用相当額の支払いを認めた場合、事業者は、これを市に対して支払うことにより、当該契約不適合の補修義務を免れることができるものとする。

- 2 前項による契約不適合の補修、履行の追完請求、損害賠償の請求は、事業者が当該契約不適合を知っている場合を除き、市が第 49 条に基づき各対象施設での空調等設備の引渡しを受けた日から各々2年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、構造体力上主要な部分について生じた場合、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数が 10 年を超える資産について生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は市が第 49 条に基づき各対象施設での空調等設備の引渡しを受けた日から各々10年とする。
- 3 事業者が、第 1 項に基づいて負担する補修義務又は補修費用相当額の支払いを履行しない場合、市は、設計・施工等のサービス対価の全部又は一部を減額又は控除のうえ支払うものとする。
- 4 第 1 項において、事業者が補修義務を負うにもかかわらず、施工企業をして契約不適合の補修をさせることができない場合、事業者は、第三者をして補修させるものとする。ただし、市は合理的な理由があるときは、自ら別の第三者をして補修させることができるものとする。
- 5 事業者は、市が、当該契約不適合に起因して被った一切の損害（前項のただし書の規定に基づき市が補修させるために使用した第三者に対して支払うべき報酬及び費用相当額を含む。）を賠償しなければならない。
- 6 事業者は、施工企業をして、市に対し本条による契約不適合の補修及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、本契約の締結の日に、別紙 17 に定める契約不適合に関する保証書を、市に提出するものとする。

#### （工事による不具合の補修責任）

- 第 44 条 空調等設備整備、施設改修等により、事業実施場所、事業実施場所に設置された設備等、学校等の建物等に不具合が生じたときには、市は、事業者に対し、施工企業をして当該不具合を補修させるよう請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定による補修又は損害の賠償の請求は、市が第 49 条に基づき各対象施設での空調等設備の引渡しを受けた日から各々2年以内に行わなければならない。ただし、その不具合が事業者の故意又は重大な過失に生じた場合、構造体力上主要な部分について生じた場合には、当該請求書を行うことができる期間は、10 年間とする。
  - 3 事業者が、第 1 項に基づき、不具合の補修義務を負うにもかかわらず、施工企業をして補修させることができない場合には、第三者をして当該不具合を補修させるものとする。ただし、市は合理的な理由があるときは、自ら別の第三者をして当該不具合を補修させることが

できるものとする。

- 4 前項の場合、事業者は、市が当該不具合に起因して被った一切の損害（前項ただし書きの規定に基づき市が当該不具合を補修させるために使用した第三者に対する報酬又は費用相当額を含む。）を賠償しなければならない。

## 第7節 契約保証金等

（事業管理・設計・施工等業務の契約保証金等）

第45条 事業者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は市が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
  - 3 事業者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、全ての対象施設における引渡し完了する日までで、かつ市から契約解除の場合についても保証するものでなければならない。
  - 4 第1項の規定により、事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
  - 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、当初の契約金額と変更後の契約金額の差が、500万円以下であり、かつ、当初の契約金額の100分の20に相当する金額以下の場合、この限りでない。
  - 6 市は、工事が完了した後、事業者の請求により契約保証金を30日以内に還付しなければならない。

（維持管理業務の契約保証金等）

第46条 事業者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項第5号の場合においては、事業者は、契約期間の全期間にわたり履行保証保険を付保し、かつ維持するものとする。また、履行保証保険を更新又は書換継続した場合には、速やかにその保険証券を市に寄託しなければならない。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金（第6項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の10以上としなければならない。市は、当該事業年度の終了後、かかる契約保証金を事業者に返還する。なお、事業者は、既に寄託している契約保証金の全部又は一部を翌事業年度の契約保証金に充当することができるものとし、この場合においては、充当金額が当該年度に寄託すべき契約保証金額に不足する場合にその差額を維持管理期間中の各事業年度の開始日までに寄託すれば足り、また市は、事業年度が終了しても充当された金額については事業者に返還しないものとする。
- 4 事業者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、事業者の責に帰すべき事由による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、当初の契約金額と変更後の契約金額の差が、500万円以下であり、かつ、当初の契約金額の100分の20に相当する金額以下の場合は、この限りでない。
- 7 市は、委託業務が完了した後、事業者の請求により契約保証金を30日以内に還付しなければならない。

## 第5章 引渡し及び所有権の移転等

### 第1節 操作マニュアルの作成

（操作マニュアルの作成）

- 第47条 事業者は、事業者の責任と費用負担により、空調等設備の使用又は操作のために必要、適切な事項を記載したマニュアル（以下「操作マニュアル」という。）を必要に応じて作成し、第37条に基づく各対象施設における空調等設備の完工確認の実施日の7日前（当該日が市の休日に当たる場合は、直前の市の開庁日）までに、市に提出しなければならない。
- 2 市は、前項の規定に従って事業者が提出した操作マニュアルに空調等設備の使用又は操作のために必要又は適切な事項が記載されていないと合理的に判断した場合には、事業者はその

旨を通知することができる。事業者が、当該通知を受領したときには、市との間で修正方法を協議のうえ、事業者の責任と費用負担により当該操作マニュアルを修正する。

## 第2節 操作方法の説明の実施

(操作方法の説明の実施)

第48条 事業者は、第50条に定める各対象施設における空調等設備の供用開始日の前日までの日であって、市及び事業者が協議のうえ定める日に、各対象施設において、事業者の責任と費用負担により、市及び施設管理者に対し、その使用又は利用のための操作方法について十分な説明及び仕様又は利用についての支援を実施する。

## 第3節 引渡し及び所有権の移転

(引渡し)

第49条 事業者は、市に対し、別紙4に従い、別紙1に示す対象施設の単位で、別紙3に定める整備項目の対象を各々引き渡す。

2 前項の規定による引渡し時に、市は、当該引渡しに係る空調等設備の所有権を取得するものとし、その際、市は、事業者との間で、別紙1の対象施設の単位で、別紙5の目的物引渡書を取り交わす。

3 引渡し回数は、市が指定するLED設備を令和9年3月31日まで、令和9年の夏休み期間に完了を要する給食室の空調設備を夏休み終了3日前まで、及び本事業の設計・施工期間完了の令和10年3月31日までの、計3回を原則とする。ただし、部分使用について、適宜市と事業者の間で協議する。

(空調等設備の供用開始)

第50条 各対象施設における空調等設備の供用開始は、前条第1項に基づき引渡し時からとする。

2 料金収納機器の供用開始については、令和10年4月1日からとする。(B事業では削除)

(中間引渡し)

第51条 事業管理・設計・施工の令和10年3月31日までの事業で、市が設計図書において業務完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、市と事業者が協議を行い、市の承諾をもって、事業者は業務完了分を先立って引渡し(以下「中間引渡し」という。)するものとする。

2 前項の規定による中間引渡しに係る契約代金の支払いは、第70条第3項で規定する。

3 中間引渡しに関する諸条件は、第49条及び第50条を準用する。

4 中間引渡しをした空調等設備については、翌日から維持管理業務を実施し、令和10年3月31日までは無償期間とする。

(部分使用)

第 52 条 市は、第 49 条の引渡し及び第 51 条中間引渡し前においても、空調等設備の全部又は一部を事業者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、市は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 市は、第 1 項の規定により空調等設備の全部又は一部を使用したことによって事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

## 第 6 章 空調設備の維持管理

### 第 1 節 総則

(空調設備の維持管理に関する基本方針)

第 53 条 事業者は、本章に規定する空調設備の維持管理業務及びこれに付随する業務を実施するに当たっては、その時期及び実施方法等について、事前に市と十分に協議し、学校等の運営に支障がないよう留意しなければならない。

2 事業者は、本章に規定する書類や記録、その他必要となる書類や記録を作成し、適切に管理しなければならない。また、これらの書類や記録は、業務との整合性や管理の適切性の確保等のため、適宜、市の承諾を得て修正を行わなければならない。

(空調設備の維持管理業務)

第 54 条 事業者は、維持管理企業をして、第 50 条に規定する供用開始時から本契約が終了するまでの間、空調設備について、別紙 8 に規定する維持管理業務を維持管理業務に係る要求水準書に従って行わせなければならない。

2 事業者は、提案書に基づいて維持管理業務計画書等を作成し、維持管理業務の開始の 1 か月前までに市の承諾を得なければならない。

3 市又は事業者が、合理的な理由に基づき維持管理業務に係る要求水準を変更（性能に関する維持管理業務に係る要求水準の向上を含む。）することを相手方に対し請求した場合において、市及び事業者が合意したときは、これを変更することができる。また、当該変更により、本契約に基づく事業者の業務にかかる費用が増減したときは、維持管理のサービス対価の支払額を増減する。

4 事業者が、やむを得ない事由により、維持管理業務に係る要求水準を満たすことができない場合又は継続して維持管理業務に係る要求水準を満たす維持管理業務を提供することが困難であると予見される場合、事業者は、市に対し、速やかに、その旨及びその詳細な理由を報告するとともに、改善策について市と協議しなければならない。

5 前項の市及び事業者の協議の結果、事業者が報告した内容が合理的であると市が認めた場合には、市は、維持管理業務に係る要求水準の変更を認めるものとする。

(年度業務計画書等の提出)

第 55 条 事業者は、別紙 9 に規定する様式の年度業務計画書を作成し、市に提出し、毎事業年度開始 1 か月前までに、市に確認を得なければならない。

- 2 市は、前項の確認を行った結果、学校教育活動や利用者等に影響があると判断する場合には、事業者に対し、年度業務計画書の変更を求めることができるものとし、事業者はこれに従うものとする。
- 3 市は第 1 項の確認及び前項の規定による変更の請求を理由として、空調設備の維持管理業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。ただし、市の請求により、事業者が維持管理業務に係る要求水準を超えて年度業務計画書の変更を行った場合で、かつ事業者に追加費用が生じた場合には、市は当該追加費用を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求できるものとする。

(報告書等の作成)

第 56 条 事業者は、維持管理業務の実施状況を市に定期的に報告する目的で、半期業務実績報告書及び年度業務実績報告書（以下「業務報告書」と総称する。）を作成する。

- 2 事業者は、市に対し、毎半期の最終月の翌月 10 日までに当該半期に係る半期業務実績報告書を提出する。又は、事業者は、市に対し、毎事業年度終了後、翌年度の 4 月 10 日までに当該年度に係る年度業務実績報告書を提出し、年度業務報告を行う。
- 3 事業者は、前項に定める業務報告書のうち、半期業務報告書及び年度業務実績報告書は維持管理業務期間の終了時から 5 か年を経過するまで、それぞれ保管する。市は、事業者との協議を経た上で、業務報告書を公表することができる。

(空調設備の維持管理業務に関する第三者の使用)

第 57 条 事業者は、維持管理企業をして、空調設備の維持管理業務の一部を第三者に再委託又は請負わせることができる。

- 2 事業者は、空調設備の維持管理業務を行うに当たって、維持管理企業が第三者を使用する場合、事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。なお、維持管理企業が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも市の事前の承諾を得ることを、維持管理企業が第三者を使用する場合についての市の承諾条件とする。

(維持管理責任)

第 58 条 事業者は、空調設備の維持管理業務に関する一切の責任を負担する。

- 2 前条の維持管理業務に関する第三者の使用はすべて事業者の責任において行うものとし、空調設備の維持管理業務に関して事業者又は維持管理企業が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて事業者の行為とみなし、当該第三者の責に帰すべき事由は、すべて事業者の責に帰すべき事由として、事業者が責任を負うものとする。

## 第2節 空調設備の修繕及び代替品の調達

(空調設備の修繕及び代替品の調達)

第59条 事業者は、市から空調設備の故障等の連絡を受けたときは、直ちに（遅くとも連絡を受けた日の翌営業日までに）故障箇所等の調査を実施し、原因を特定する。

2 事業者は、前項の調査結果を、速やかに市に報告したうえで、直ちに修繕等の対応策を講ずる。

3 第1項の調査の結果、故障等の発生した空調設備を継続して使用することが困難である場合には、事業者は市の承諾を得て、直ちに代替品を調達（代替品の調達に時間を要する場合等には、リースによる代替品の調達を含む。）のうえ、施工するものとする。この場合においては、第3章及び第4章の規定を準用する。

4 第2項の修繕等並びに前項の代替品の調達及び施工に要する合理的な範囲内の費用の負担については、各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号及び第3号の場合においては、事業者は、代替品の調達及び施工に要した費用の内訳及びそれを証する書類を添えて市に請求する。

(1) 第1項の故障等が生じた原因が市の責に帰すべき事由に基づく場合には、市の負担とする。

(2) 第1項の故障等が生じた原因が事業者の責に帰すべき事由に基づく場合には、事業者の負担とする。

(3) 第1項の故障等が生じた原因が不可抗力事由に基づくものである場合には、市及び事業者は、別紙15に規定する負担割合に従い負担する。

(4) 前各号に掲げる事由の全部又は一部が複合して空調設備の故障等が生じ、修繕等が必要となった場合の代替品の調達及び施工に要する費用の負担は、第84条の定めに従うものとする。

## 第3節 空調設備の使用に関する支援等

(空調設備の取扱方法、操作方法等についての支援)

第60条 事業者は、空調設備の供用開始後において、市から空調設備の取扱方法、操作方法等に質問を受けた場合には、迅速かつ適切に説明及び支援を行う。

(空調設備の稼働時間の計測)

第61条 事業者は、別紙1の対象施設における空調稼働時間を、対象施設ごとに、別紙13に従って計測、記録し、その結果を市に報告するものとする。

(設定温度等の計測)

第62条 事業者は、対象施設で使用されたマルチエアコンを採用した空調設備の設定温度等を、部屋ごとに、別紙13に従って計測、記録し、その結果を市に報告するものとする。

(空調設備の効率的な使用のための支援)

第 63 条 事業者は、第 61 条及び第 62 条に基づき、対象施設における空調設備の稼働状況等を記録し、分析を行った結果等、空調設備の効率的な使用のために改善の余地がある対象施設がある場合には、市に対して、空調設備の効率的な使用のための学校等への指導等の支援を行う。

(空調設備の取扱等の変更時における支援)

第 64 条 事業者は、第 59 条 3 項に基づいて代替として施工される空調設備の操作方法、取扱方法の変更等により、空調設備の使用について、支援する必要が生じた場合には、直ちに市に対し、適切な説明及び支援を行う。

## 第 7 章 モニタリング

(維持管理業務等についてのモニタリング)

第 65 条 市は、事業者に対して事前に通知したうえで、自らの費用負担において、空調設備の性能及び第 6 章に規定する維持管理業務について、維持管理業務に係る要求水準を確保するために、別紙 13 のとおり、モニタリングを行うものとする。

2 前提に規定するほか、市は、必要と認める場合には、事業者に対して事前に通知したうえで、自らの費用負担において、随時、事業者が行う空調設備の適正な使用のための支援業務について、維持管理業務に係る要求水準を確保するために、モニタリングを行うことができる。

3 事業者は、市が前 2 項の、モニタリング実施にあたって必要な協力を求めた場合には、これに協力しなければならない。当該協力を要した費用は、事業者が負担するものとする。

4 事業者は、自己の費用負担において、対象施設において空調設備が、第 61 条に基づき事業者が行った支援等に従って、使用されているか否かを確認することができる。ただし、事業者は、学校教育活動等の妨げにならないように、十分に配慮しなければならない。

5 本条に基づくモニタリングの結果、空調設備の性能又は事業者の維持管理業務の状況が、維持管理業務に係る要求水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、市は事業者に対し、是正期間を定めて是正（部品の交換の他、空調設備の新規取換えを含む。以下、本条において同じ。）を指示する。また、事業期間中に、空調設備の性能が、事業者の責に帰すべき事由により、維持管理業務に係る要求水準を下回ったことに起因して市が負担したエネルギーコストについては、市は合理的な範囲内で事業者に当該費用の負担を求めることができるものとし、事業者はこれを負担しなければならない。ただし、空調設備の性能が、維持管理業務に係る業務水準を客観的に満たしていない場合において、市が是正に代えて維持管理業務に係る業務水準を満たす状態にするに要する相当額の支払いを認めた場合、事業会社はこれを市に対して支払うことにより、是正義務を免れることができるものとする。

6 事業者は、市から前項に基づく是正指示を受けた場合には、直ちに是正し、是正後速やかに市に対し、当該指示に対する対応状況を報告するとともに、第 56 条第 2 項に規定する半期業務実績報告書においても報告しなければならない。

7 事業者が、第 5 項ただし書きの規定に基づき、空調設備を維持管理業務に係る要求水準を満

たす状態にするのに要する相当額の支払義務を負うにもかかわらず、事業者がこれを履行しない場合、市は、維持管理業務のサービス対価、設計・施工サービス対価の順に、空調設備を維持管理業務に係る要求水準を満たす状態にするのに要する相当額に達するまで控除できるものとする。

- 8 市は、本条に規定する説明及び確認の実施を理由として、空調設備の性能及び第6章に規定する空調設備の維持管理業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- 9 事業者は、別紙13に記載の方法に準じて、セルフモニタリングを適宜実施し、その結果を書面により、市に報告するものとする。

## 第8章 対価の支払

(設計・施工等のサービス対価の支払)

第66条 市は、第3章及び第4章に規定する空調等設備整備及び施設改修に関する設計・施工等のサービス対価を第70条に規定する手続に従って、別紙12のとおり支払うものとする。

(維持管理のサービス対価の支払)

第67条 市は、第6章に規定する空調設備の維持管理のサービス対価を、第71条に規定する手続に従って、別紙12のとおり支払うものとする。ただし、第50条に規定する空調設備等の供用開始時期が遅延した場合は、各事業年度の支払額について見直しを行う。

(設計・施工等のサービス対価の改定)

第68条 第66条に規定する設計・施工等のサービス対価は改定しないものとする。

(維持管理のサービス対価の改定)

第69条 第67条に規定する維持管理のサービス対価は物価変動に応じて、別紙12に定める算定方法に従って改定するものとする。

(設計・施工等のサービス対価の支払方法)

第70条 事業者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を市に寄託して、設計・施工に係る契約金額の100分の40に相当する金額以内(上限額●円とする。)とし、設計・施工のサービス対価における前払金の支払いを、契約日から15日以内に請求することができる。

- 2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 事業者は、第1項の規定による前払金の支払いを受け、事業管理・設計・施工等に係る令和10年3月31日までの事業で、中間引渡しが行われ、工期の2分の1を経過し、かつ工程表等により工期の2分の1が経過するまでに実施すべき当該事業に係る作業が行われ、既に行われた当該事業に係る経費が契約金額の2分の1以上の額となることが、市との協議で承諾を受け

た後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託して、令和 8 年度に事業を完了し支払い済みの金額を除く契約金額の 100分の20に相当する金額（上限額は●円とする。）の中間前払金の支払いを市に請求することができる。

- 4 第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 事業者は、事業管理・設計・施工等に係る令和 10 年 3 月 31 日までの事業について、市から完工通知書の交付があった後、第 1 項及び第 3 項で支払いを受けた金額を除く設計・施工等のサービス対価の残額を市に請求することができる。
- 6 第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 事業者は、御殿山中学校・長尾幼稚園及び仁川幼稚園の LED 設備の整備については、令和 9 年 3 月 31 日までに引渡しを行い、その相当分を令和 8 年度会計で支払いができるよう請求すること。なお、引渡しによる請求金額は、設計・施工等のサービス対価（上限額●円）の内、第 1 項で御殿山中学校・長尾幼稚園及び仁川幼稚園の LED 設備の整備に相当する金額を除くものとする。
- 8 第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。
- 9 第 1 項、第 3 項、第 5 項及び第 7 項の請求については、グループとして指定する口座を請求書に示し受領すること。

#### （維持管理のサービス対価の支払方法）

第 71 条 事業者は、維持管理のサービス対価の支払いを受けるに当たり、別紙 10 の半期実績報告書を市に提出し、市は、同報告書の受領日から 14 日以内に事業者の業務内容のモニタリングを実施し、事業者に対してモニタリングの結果を通知するものとする。

- 2 事業者は、前項の半期実績報告書及び年度業務実績報告書に関する各年度末のモニタリングの結果についての市の合検認のあった日から 10 日以内に維持管理のサービス対価に係る請求書を市に対して提出することができる。
- 3 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に維持管理のサービス対価を支払わなければならない。
- 4 市がその責に帰すべき事由により前条第 1 項の期間内に契約履行の確認を完了しないときは、その期限を経過した日から確認を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 5 第 2 項の請求については、グループとして指定する口座を請求書に示し受領すること。

#### （サービス対価の返還）

第 72 条 第 56 条第 2 項に規定する半期業務実績報告書及び年度業務実績報告書に虚偽の記載があることが判明し、市がこれを事業者に対して通知した場合、事業者は市に対して、市が算定した当該虚偽記載による損害額分のサービス対価を速やかに返還しなければならない。

## 第9章 契約の終了等

### (市による契約解除)

第73条 市は、事業者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告なく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 支払の停止、破産、民事再生手続開始、会社更生、特定調停若しくは特別清算開始の申立があったとき又は任意整理等の手続が着手されたとき若しくはそのおそれが合理的に認められるとき。
- (2) 事業者が振出した手形又は小切手に不渡りがあったとき。
- (3) 事業者が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき又は公租公課を滞納し督促を受けて1か月以上滞納金の支払いがなされないとき若しくは滞納処分を受けたとき。
- (4) 事業者の責に帰すべき事由により、連続して30日間（事業者が書面をもって説明し、市が認めた場合にあつて、相当の期間）以上本件事業を行わなかったとき。
- (5) 事業者の責に帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。
- (6) 信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると市が認めるべき相当の理由があるとき。

2 市は、事業者に次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、事業者に対し、相当の期間を定めて催告したうえで、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業者が、設計業務又は施工業務に着手すべき施工計画書記載の期日を過ぎても設計業務又は施工業務に着手せず、相当な期間を定めて市が理由の説明を求めても当該遅延について事業者から市が満足すべき合理的な説明がないとき。
- (2) 事業者の責に帰すべき事由により、施工計画書記載の工期内に空調等設備又は施設改修の施工業務が完了せず、かつ、施工計画書記載の工期経過後60日以内に当該業務を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 事業者が、第65条第5項の規定により是正の指示を受けたにもかかわらず、是正の指示があった日から3か月以上経過してもなお是正の指示の対象となった事項が是正されないとき。
- (4) 事業者が、第56条第2項に規定する半期業務実績報告書及び年度業務実績報告書の重要な事項について虚偽記載を行い、かつ第72条に定めるサービス対価の返還を行わなかったとき。
- (5) 前各号の他、事業者が本契約又は本契約に基づき合意した事項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的に達することができないと認められるとき。

3 第49条に基づくすべての対象施設に関する空調等設備の市への引渡しが完了した後に前2項の規定に基づき本契約が全部解除された場合の処理は、次に掲げるとおりとする。

(1) 解除時に、すべての空調等設備が、要求水準どおりの性能を維持している場合

ア 市は事業者に対し、設計・施工等のサービス対価の残額を第70条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

イ 市は、未履行部分の維持管理のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。

ウ 事業者は、市に対し、解除に伴う違約金として、解除日に属する1事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に10分の1を乗じた額を支払うも

のとする。

(2) 解除時に、全部ないし一部の空調等設備が、要求水準どおりの性能を維持していない場合  
ア 市は、要求水準どおりの性能が維持されている空調等設備については、事業者に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第 66 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

イ 市は、要求水準どおりの性能が維持されていない空調等設備については、事業者が当該空調等設備を要求水準どおりの性能に補修（部品の交換の他、新規取替を含む。以下本条において同じ。）するまで、当該空調等設備に係る解除時における設計・施工等のサービス対価の残額の事業者に対する支払いを留保する。ただし、市が、当該空調等設備の要求水準どおりの性能への補修に代えて、要求水準を満たす状態にするに要する相当額の支払いを認めた場合で、事業者がこの支払いを選択したときは、この限りではなく、市は、事業者に対し、要求水準どおりの性能が維持されていない空調等設備についての解除時における設計・施工等のサービス対価の残額から要求水準を満たす状態にするのに要する相当額を控除した金員を第 66 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

ウ 市は、未履行部分の維持管理のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。

エ 事業者は、市に対し、解除に伴う違約金として、解除日に属する 1 事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に 10 分の 1 を乗じた額を支払うものとする。

4 第 49 条に基づくすべての対象施設に関する空調等設備の市への引渡し完了後に第 1 項及び第 2 項の規定に基づき本契約が一部解除（一部解除の単位は、空調等設備及び施設改修について別紙 1 の対象施設単位とする。以下同様とする。）された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 解除時に、一部解除の対象となった空調等設備が、すべての要求水準どおりの性能を維持している場合

ア 市は、一部解除の対象となった空調等設備の設計・施工等のサービス対価についても、解除の対象とならない設計・施工等のサービス対価と同様に、事業者に対し、第 64 条に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。

イ 市は、一部解除の対象となった空調設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。

ウ 事業者は、市に対し、解除に伴う違約金として、解除対象の空調設備についての解除日に属する 1 事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に 10 分の 1 を乗じた額を支払うものとする。

(2) 解除時に、一部解除の対象となった空調等設備の全部ないし一部が、要求水準どおりの性能を維持していない場合

ア 市は、解除の対象となった空調等設備等のうち、要求水準どおりの性能を維持できている空調等設備については、事業者に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第 66 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

イ 解除の対象となった空調設備のうち、要求水準どおりの性能を維持できていない空調等設備については、前項第 2 号イを準用する。

ウ 市は、一部解除の対象となった空調設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。

エ 事業者は、市に対し、解除に伴う違約金として、解除対象の空調設備の解除日の属する1事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に10分の1を乗じた額を支払うものとする。

オ 市は、解除対象とならない空調等設備等の設計・施工等のサービス対価については、事業者に対し、第8章に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。

5 第49条に基づくすべての対象施設に関する空調等設備の市への引渡し完了する前に第1項及び第2項の規定に基づき本契約が全部又は一部解除された場合には、事業者は、市に対し、速やかに解除に係る事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、市に返還するとともに、市の請求に基づき、本契約の違約金として、解除対象の空調等設備が属する別紙12の1の表のサービス対価区分すべてに係る設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。以下、本条及び次条において同じ。）に10分の1を乗じた額を支払うものとする。

6 第49条に基づくすべての対象施設に関する空調等設備の市への引渡し完了する前に第1項及び第2項の規定に基づき本契約が全部又は一部解除された場合に、市が事業者に対し事業実施場所の本契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、事業者は、解除に係る事業実施場所を解除時における現状のまま、市に返還する。

この場合において、施工済みの部分に利用価値がある場合で、かつ市がこれを利用する場合には、施工済みの部分の評価額相当額を契約解除前のスケジュールどおりに支払うものとする。また、この場合においても、事業者は市に対し、前項に規定する違約金を支払うものとするが、市は、事業者の有する施工済み部分の評価相当額についての支払請求権を受働債権とし、市が事業者に対して有する本項所定の違約金又は次項所定の損害賠償請求権を自働債権として対当額で相殺することができる。

7 市は、本条に基づき事業者が市に対して支払うべき違約金の全部又は一部に、事業者が市に差し入れている第46条の契約保証金又は担保を充当することができるものとする。

8 事業者は、本条に基づく解除により市が被った損害額が、本条に定める違約金の合計額を上回る場合は、その差額を市の請求に基づき支払わなければならない。

（履行拒否等の場合の事業者の違約金等支払義務）

第74条 構成員のいずれかが本契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は構成員等のいずれかの責に帰すべき事由によって本契約に基づく債務の全部又は一部が履行不能になった場合には、事業者は、市に対し、次の各号に掲げる額を違約金として支払う。ただし、市が第46条に基づく履行保証保険金を受領し、違約金に充当する。

(1) 第49条に基づくすべての対象施設に関する空調等設備の市への引渡し完了する前  
構成員等が本契約に基づく事業者の債務につき履行拒否又は履行不能としている空調等設備が属する別紙12の1の表のサービス対価区分すべてに係る設計・施工等のサービス対価に10分の1を乗じた額

(2) 第49条に基づくすべての対象施設に関する空調等設備の市への引渡し完了した後に  
履行拒否又は履行不能の日が属する1事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率

は解除時の税率とする。)に10分の1を乗じた額

- 2 前項の場合において、市が被った被害の額が違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について事業者に対して損害賠償請求を行うことができる。
- 3 市は、第1項の違約金及び前項の損害賠償請求権と本件事業に関する業務に係る対価を対当額にて相殺することができる(ただし、市はかかる義務を負わない。)
- 4 次の各号に掲げる者が本契約の全部又は一部を解除した場合は、第1項に該当する場合とみなす。
  - (1) 構成員等のいずれかについて破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 構成員等のいずれかについて更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 構成員等のいずれかについて再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第2号の再生債務者等

(独占禁止法違反等を理由とする市による契約解除)

第75条 市は、事業者、構成員等につき、本契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、排除措置命令を受けた構成員等が行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟において請求却下若しくは請求棄却判決がなされ、当該判決が確定したとき、又は、排除措置命令を受けた構成員等が同法第14条に定める出訴期間内に抗告訴訟を提起せず排除措置命令が確定(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)したとき。
  - (2) 独占禁止法第62条に規定する課徴金納付命令(以下「課徴金納付命令」という。)を受け、課徴金納付命令を受けた構成員等が行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟において請求却下若しくは請求棄却判決がなされ、当該判決が確定したとき、又は、課徴金納付命令を受けた構成員等が同法第14条に定める出訴期間内に抗告訴訟を提起せず、課徴金納付命令が確定(確定した当該課徴金命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)したとき。
  - (3) 事業者、構成員等のいずれかの代表者、役員若しくは代理人、使用人その他の従業者について、刑法(明治40年法律第45条)第96条の6若しくは第198条の規定する刑が確定したとき、又は、構成員等のいずれか、それらの代表者、会社役員若しくは代理人、使用人その他の従業者について、独占禁止法第89条若しくは第95条第1項第1号(独占禁止法第89条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑が確定したとき。
  - (4) 事業者、構成員等のいずれかの代表者、役員又は代理人、使用人その他の従業者が第1号から前号に規定する違法な行為をしたことが明白になったとき。
- 2 市は、事業者、構成員等が、次の各号のいずれかに該当したときは、本契約の全部又は一部

を解除することができる。

(1) 第 11 条第 1 項の各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(2) 第 11 条第 3 項から第 5 項までの定めを反し、各項の報告を怠ったとき。

(3) 第 11 条第 4 項の定めを反し、第三者との契約を解除しなかったとき。

(4) 第 11 条第 6 項の市の求めに反し、第三者との契約を締結し又は、第三者との契約を解除しなかったとき。

3 事業者は、構成員等をして、本件事業を、第 1 項又は前項各号のいずれかの事由に該当する第三者に請負わせ、又は委託することはできない。また、さらに本件事業を請負い又は受託した第三者が、第 1 項又は前項各号のいずれかの事由に該当する別の第三者に請負わせ、又は委託することもできないものとし、そのさらに先の請負又は委託についても同様とする。

4 事業者は、第三者が前項の事由に該当することが判明した場合、直ちに当該第三者との間の契約を解除する等し、当該第三者が本件事業に直接又は間接に関与しないよう措置をとったうえで、その旨を市に報告しなければならない。事業者がかかる措置を直ちにとらない場合、市は、本契約を解除することができる。

5 市が本条により本契約を解除した場合の処理は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第 49 条に基づくすべての対象施設に関する空調等設備の市への引渡し後に本契約が全部解除された場合は、第 73 条第 3 項第 1 号ア及びイ並びに第 2 号アからウまでの規定を準用する。

(2) 第 49 条に基づくすべての対象施設に関する空調等設備の市への引渡し後に本契約が一部解除された場合は、第 73 条第 4 項第 1 号ア及びイ並びに第 2 号アからウ及びオまでの規定を準用する。

(3) 第 49 条に基づくすべての対象施設に関する空調等設備の市への引渡しになされる前に本契約の全部又は一部解除された場合は、第 73 条第 5 項から第 7 項の規定を準用する。

6 市が本契約を解除するか否かにかかわらず、第 49 条に基づくすべての対象施設に関する空調等設備の市への引渡しになされる前に、事業者、構成員等につき第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかに該当した場合、事業者は、自ら及び各構成員等をして、連帯せしめたうえ、市に対し、本契約解除の違約金として、契約金額のうち設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に 10 分の 1 を乗じた額を支払うものとする。ただし、本契約の解除が、一部解除である場合、その解除の範囲、原因及び市の実損害等の実情を勘案したうえで、市の判断において、違約金の額を減額することがある。ただし、市が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に別途損害賠償請求を行うことができる。なお、事業者、構成員等につき第 1 項に該当した場合で、市と事業者との間で締結された基本協定書第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項に基づき、構成員等が市に対し、違約金の支払いを行った場合は、事業者はその支払額の範囲で本項の支払い義務を免れるものとする。

7 市が本契約を解除するか否かにかかわらず、第 49 条に基づくすべての対象施設に関する空調等設備の市への引渡し後に、事業者、構成員等につき第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかに該当した場合、事業者は、自ら及び各構成員等をして、連帯せしめたうえ、1 事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は発覚時の税率とする。）の 10 分の 1 に相当する額を違約

金として市の指定する期間内に支払い、あるいは支払わせるものとする。ただし、市が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に別途損害賠償請求を行うことができる。なお、事業者、構成員等につき第1項に該当した場合で、市と事業者の間で締結された基本協定書第8条第1項及び第9条第1項に基づき、構成員等が市に対し、違約金の支払いを行った場合は、事業者はその支払額の範囲で本項の支払い義務を免れるものとする。

- 8 事業者、構成員等につき第1項に該当した場合にあって、かつ次の各号の一に該当したときは、市が本契約を解除するか否かにかかわらず、その発覚が第49条に基づくすべての対象施設に関する空調等設備の市への引渡しがなされる前の場合は第6項の違約金に加えて契約金額（消費税等の税率は本契約締結時の税率とする。）の100分の5の違約金を別途支払うものとし、また、その発覚が第49条に基づくすべての対象施設に関する空調等設備の市への引渡後の場合は、前項の違約金に加えて、解除の対象となる業務（市が解除をしない場合には、仮に解除するとすれば対象となるべき業務）の当該年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は発覚時の税率とする。）の100分の5の違約金を別途支払うものとする。なお、市と事業者との間で締結された基本協定書第8条第1項及び第9条第1項に基づき、事業者が市に対し、違約金の支払いを行った場合は、事業者はその支払額の範囲で本項の支払い義務を免れるものとする。

(1) 第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の3の適用があるとき。

(2) 事業者が市に第1項各号に規定する違法な行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 9 事業者、構成員等につき第1項及び第2項の各号のいずれかに該当した場合、事業者はこれにより市が被った損害額が、第6項又は第7項の違約金の額（第8項の違約金がかかる場合には、その違約金の額を含む。）を上回る場合は、市が本契約を解除するか否かにかかわらず、その差額金を市の請求に基づき支払わなければならない。ただし、市は、事業者が市に差し入れている第45条及び第46条に基づく契約保証金又は担保を、当該差額金に先に充当することができるものとし、残額がある場合には違約金に充当することができるものとする。

(事業者による契約解除)

第76条 市が、市の責に帰すべき事由により、事業者に対する支払いを遅延し、かつ、市が事業者から書面による催告を受けた日以後、60日を経過しても、なお市が当該支払いを行わないときは、事業者は、市に改めて書面により本契約を解除する旨の通知を行い、本契約を解除することができる。事業者に対する支払いが遅延した場合、市は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、支払時点における遅延した金額に対する支払期日の翌日から支払済みに至るまで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に従い計算した額（1年を365日として日割り計算）を事業者に対して遅延損害金として支払うものとする。

- 2 市が、市の責に帰すべき事由により、本契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者から書面による催告を受けた日以後、60日を経過しても、なお当該義務の違反を是正しないときは、事業者は市に改めて書面により本契約を解除する旨の通知を行い、本契約を解除することができる。

3 第 49 条に基づくすべての対象施設に関する空調等設備の市への引渡しが完了した後に前 2 項の規定に基づき本契約が全部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 解除時に、すべての空調等設備が、要求水準どおりの性能を維持している場合（ただし、施設改修の設計・施工業務については、第 43 条第 2 項に定める期間の経過後は上記性能を問わず、解除の影響を及ぼさないものとする。以下、本条において同じ。）

ア 市は事業者に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第 64 条に規定する支払い方法に従って支払うものとする。

イ 市は、未履行部分の維持管理のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。

ウ 市は、事業者に対し、本契約の全部解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該被害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

(2) 解除時に、一部の空調等設備が、要求水準どおりの性能を維持していない場合

ア 市は、要求水準どおりの性能が維持されている空調等設備については、事業者に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第 66 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

イ 市は、要求水準どおりの性能が維持されていない空調等設備については、事業者が、当該空調等設備を要求水準どおりの性能に補修（備品又は部品の交換の他、新規取り替えを含む。以下本条において同じ。）するまで、当該空調等設備等にかかる解除時における設計・施工等のサービス対価の残額の支払いを留保する。ただし、市が、当該空調等設備の要求水準どおりの性能への補修に代えて、要求水準を満たすための状態にするために要する相当額の支払いを認めた場合で、事業者がこの支払いを選択したときは、この限りではなく、市は、事業者に対し、要求水準どおりの性能が維持されていない空調等設備についての解除時における設計・施工等のサービス対価の残額から要求水準を満たす状態にするに要する相当額を控除した金員を第 66 条に規定する支払い方法に従って支払うものとする。

ウ 市は、未履行部分の維持管理のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。

エ 市は、事業者に対し、本契約の全部解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

4 第 49 条に基づくすべての対象施設に関する空調等設備の市への引渡しが完了した後に第 1 項又は第 2 項の規定に基づき本契約が一部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 解除時に、一部解除の対象となった空調等設備が、すべて要求水準どおりの性能を維持している場合

ア 市は、解除の対象となった空調等設備のうち、要求水準どおりの性能が維持できている空調等設備については、事業者に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第 66 条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

イ 解除の対象となった空調等設備のうち、要求水準どおりの性能が維持されていない空調等設備については、前項第2号イを準用する。

ウ 市は、一部解除の対象となった空調設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。

エ 市は、事業者に対し、本契約の一部解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

オ 市は、解除対象とならない空調等設備の設計・施工等のサービス対価については、事業者に対し、第8章に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。

5 第49条に基づくすべての対象施設に関する空調等設備が市に引渡される前に第1項又は第2項の規定に基づき本契約が解除された場合には、事業者は、市に対し、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、市に返還するものとし、市は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

6 第49条に基づくすべての対象施設に関する空調等設備が市に引渡し完了する前に、第2項の規定に基づき本契約が解除された場合には、事業者は、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、市に返還する。

7 第49条に基づくすべての対象施設に関する空調等設備が市に引渡し完了する前に、第2項の規定に基づき本契約が解除された場合には、市が事業者に対し、事業実施場所の解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、事業者は、事業実施場所を解除時における現状のまま、市に返還する。この場合において、市は、事業者に対し、当該出来高に応じた設計・施工等のサービス対価を契約解除時の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

#### (不可抗力事由に基づく解除)

第77条 第80条第4項の協議にもかかわらず、不可抗力事由が発生した日から90日以内に本件契約の変更について合意が得られない場合、かつ次の各号に該当する事態に陥った場合には、市又は事業者は、同項にかかわらず、相手方に事前に書面による通知を行うことにより、本件契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 事業者による本事業の継続が不可能又は著しく困難となったとき。

(2) 事業者が本事業を継続するために、市が過分の費用を負担するとき。

2 前項の定めにより本件契約が解除された場合、解除時に既に市に対し全ての空調等設備が引渡し済みであるときは、市及び事業者は、解除時において市又は事業者が履行済みの部分については解除することができず、市は、空調等設備の全部又は一部が不可抗力事由により滅失し、又はき損した場合であっても、事業者に対し、第66条の規定に基づく設計・施工等のサービス対価及び第67条の規定に基づく維持管理のサービス対価のうち履行済みの維持管理のサービス対価を解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

- 3 全ての空調等設備が市に引き渡された後に第1項の規定に基づき、本件契約が全部解除された場合、市は、未履行部分の維持管理のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。
- 4 全ての空調等設備が市に引き渡された後に第1項の規定に基づき、本件契約が一部解除された場合、市は、一部解除の対象となった空調設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の事業者に対する支払いを免れる。
- 5 全ての空調等設備が市に引き渡される前に、第1項の規定に基づき本件契約が解除された場合には、事業者は、速やかに事業実施場所を全て工事着工前の原状に復したうえ、市に返還する。
- 6 全ての空調等設備が市に引き渡される前に、第1項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、市が事業者に対して、事業実施場所の解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、事業者は、事業実施場所を解除時における現状のまま、市に返還する。この場合において、市は、事業者に対し、当該出来高に応じた設計・施工等のサービス対価を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

(本件事業に係る直接法令改正等が行われた場合等の解除)

第78条 本契約の締結日以後に本件事業に直接関係する法令が制定又は改正された場合又は事業者の責に帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合に、本件事業の継続が不可能となったときは、市は、事業者と協議のうえ、本契約を解除することができる。本条に基づき本契約が解除されたときは、前条第2項から第6項までの規定を準用する。

(空調等設備の本契約終了時の状態)

- 第79条 契約期間の満了により本契約が終了した場合又は第50条に規定する空調等設備の供用開始時以後契約期間の満了前に本契約が終了した場合において、当該終了時に対応する経過年数における性能として提案した水準が保たれていない空調等設備があるときは、事業者は、当該空調等設備を当該要求水準に補修（部品の交換の他、既存冷媒管の新規取替えを含む。以下本条において同じ。）して、市に引き継がなければならない。ただし、市が、当該空調等設備の要求水準どおりの性能への補修に代えて、要求水準を満たす状態にするに要する相当額の支払いを認めた場合、事業者はこれを支払うことにより、補修義務を免れることができるものとし、市は、本契約終了時に、事業者に支払うべき対価がある場合には、その対価から、要求水準を満たす状態にするのに要する相当額を控除し、その残額を当初の支払スケジュールに従って支払うものとする。
- 2 第50条に規定する空調等設備の供用開始時以後、契約期間の満了前に本契約が終了した場合、本契約の終了原因が、第76条に基づくものであって、市の債務不履行により空調等設備について、前項に規定する水準が保てなかったときは、事業者は当該水準への補修又は前項ただし書の支払いについて、市の債務履行との同時履行を抗弁として主張することができる。
  - 3 第50条に規定する空調等設備の供用開始時以後、契約期間の満了前に本契約が終了した場合、本契約の終了原因が、第77条に基づくものであって、かつ空調等設備の滅失又はき損を伴うものである場合には、事業者は、当該空調等設備を契約期間満了まで稼働可能な状態を

限度として市が定める状態まで滅失、き損部分を補修した状態で市に引き継ぐことで足りるものとする。

- 4 前項の場合において、当該滅失又はき損を補修するために要する追加費用については、別紙15に規定する負担割合に従い負担するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 5 本契約終了後、市が空調等設備の引継ぎを受けた時点において、市は、空調等設備の検査を行い、当該検査において、本条に規定する性能水準を満たしていないことが判明した場合には、事業者は、契約の終了事由の別に従い、前項までの規定のとおり、自らの義務を履行するものとする。

## 第10章 不可抗力事由又は法令改正等による契約内容の変更等

(不可抗力事由による契約内容の変更等)

第80条 市及び事業者が、本契約締結日以後の不可抗力事由により、本契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、市及び事業者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれらを相手方に対して通知しなければならない。

- 2 市及び事業者は、前項の通知がなされて以降、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行不能となった範囲で履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。
- 3 不可抗力により本契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は不可抗力事由により新規設備への重大な損害が発生した場合、事業者は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、最大限の努力を行うものとする。
- 4 市及び事業者は、第1項の通知を相手方から受領した場合、不可抗力事由により契約どおりに履行できなくなった業務について、いずれも相手方に生じる損害が最小限となるよう、義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき、速やかに協議を行うものとする。

(法令改正等による契約内容の変更等)

第81条 市及び事業者が、本契約締結日以後の本件事業に直接関係する法令の改正等により、本契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、市及び事業者は、その内容を詳細に記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対し通知しなければならない。

- 2 市及び事業者は、前項の通知がなされて以降、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。
- 3 本契約締結日以後の税制度の変更を含む法令変更（事業者の税の軽減を目的とする措置を含む。）、又は技術革新等により、本契約に基づく事業者の義務に係る費用を低減することが可能となった場合、市は事業者と協議の上、必要な範囲で本件事業関連書類等の内容を変更し、対価の減額を行うものとする。

- 4 市及び事業者は、第1項の通知を相手方から受領した場合、本件事業に直接関係する法令の改正等に対応し、いずれも相手方に生じる損害が最小限となるよう、義務内容の変更及びこれに伴う追加費用額につき速やかに協議を行うものとする。

(不可抗力事由による追加費用又は損害の負担)

第82条 不可抗力事由によって、事業者に追加費用又は損害が生じる場合、事業者は、当該事実が発生した後、直ちに当該追加費用又は損害の状況を市に通知しなければならない。

- 2 市及び事業者は、前項の追加費用又は損害及び第80条第4項に基づく義務内容の変更に伴う事業者の追加費用のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害について、別紙15に規定する負担割合に従い負担するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該追加費用又は損害の内訳及びそれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 3 第80条第4項の義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき、不可抗力事由が生じた日から60日以内に市及び事業者の協議が調わない場合は、市が不可抗力に対する対応方法を事業者に通知し、事業者はこれに従い本件事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担についても前項を準用する。

(法令改正等による追加費用又は損害の負担)

第83条 本件事業に直接関係する法令の改正等によって、事業者に追加費用又は損害が生じる場合、事業者は、当該事実が発生した後、直ちに当該追加費用又は損害の状況を通知しなければならない。

- 2 市は、前項の追加費用又は、損害、及び第81条第4項に基づく義務内容の変更に伴う事業者の追加費用のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害を負担するものとし、負担方法については、事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。なお、本件事業に直接関係する場合以外の法令改正等による場合の事業者が発生した追加費用及び損害については、事業者の負担とする。ただし、市が負担する場合において、1回の法令変更に係る追加費用及び損害の額が10万円に満たないときには、当該追加費用及び損害は生じなかったものとみなす。
- 3 第81条第4項の義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき、本件事業に直接関係する法令の改正等の交付日から60日以内に市及び事業者の協議が調わない場合は、市が当該法令改正等に対する対応方法を事業者に通知し、事業者はこれに従い本件事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担についても前項を準用する。ただし、本件事業の採算性に著しく影響を与える本件事業に直接関係する法令の改正等の場合には、市及び事業者は、本件事業の継続の可能性を検討することを目的とし、協議の期間を60日以上に延長できるものとする。

(事由の複合による追加費用又は損害の負担)

第84条 本契約に定める契約内容の変更事由の全部又は一部が複合してなされた契約変更起因して、市及び事業者に追加費用又は損害が発生したときのそれぞれの負担額については、

その変更事由ごとに、変更を与えた影響度合いを算出し、これらを按分したうえで、各変更事由に定める市及び事業者の負担割合を適用し、市、事業者がそれぞれ負担する追加費用及び損害の額を決定する。

## 第 11 章 その他

### (関連工事との調整)

第 85 条 事業者は、事業者の施工する工事及び別途工事が施工上関連する場合には、事業者は市及び当該場所の学校等の施設管理者を通じ、別途工事の請負者と十分調整を行い、事業を円滑に進めるものとする。

### (公租公課の負担)

第 86 条 本契約及び本契約に基づく一切の業務の実施に関して生じる公租公課は、すべて事業者の負担とする。

2 市は、第 66 条及び第 67 条に定める対価に対する消費税等（各支払時点において有効な消費税等の税率による。）を支払うほか、本契約に関連するすべての公租公課について本契約に別途定めがある場合を除き負担しないものとする。

### (協議等)

第 87 条 市及び事業者は、必要と認める場合は、本契約に基づく一切の業務に関する事項につき、相手方に対し協議を求めることができる。

2 市と事業者が前項に基づき協議を行ったときは、事業者はその協議録を作成し、市から承諾を得たうえで、これを適切に保管し、市から提出を求められたときは、速やかにこれを提出するものとする。

### (書類等の提出)

第 88 条 事業者は、自らの定款の写しを、事業契約の締結後 7 日（閉庁日を含む。ただし、期限日が閉庁日の場合はその翌日とする。以下同じ。）以内に市に提出する。また、定款に変更があった場合には、その変更後 7 日以内に変更後の定款の写しを市に提出する。

2 事業者は事業者が締結する契約又は覚書等について、以下のとおり市に対して提出する。

(1) 事業者は、本件事業に関連して、市以外の者を相手方として自らが締結し、又は締結する予定の契約又は覚書等の一覧（事業者又は構成員等が締結する保険の一覧を含む。）を、事業契約の締結後、7 日以内に市に提出する。また、締結し、又は締結する予定の契約又は覚書等に変更があった場合には、その変更後 7 日以内に変更後の一覧を市に提出する。

(2) 事業者は、市以外の者を相手方として契約又は覚書等を締結する場合（事業者又は構成員等が保険契約を締結する場合を含む。）には、契約締結日の 14 日前までに契約書又は覚書等の案の写しを市に提出する。また、当該契約書類又は覚書等の内容を変更する場合には、契約変更日の 14 日前までに契約書又は覚書等の変更案の写しを、及び契約変更後 7 日以内に、変更後の契約書類又は覚書等の原本証明付き写しを市に提出する。ただし、契約の内容によ

り、事業者の経営に影響が少ないものとして市が承諾した場合は、提出を省略することができる。

- 3 なお、市は本条に定める書類等について、宝塚市情報公開条例等に基づき、同条例等に定める所定の手続きを経たうえで、開示することができるものとする。

#### (契約上の地位等の譲渡)

第 89 条 事業者は、市が事前に承諾した場合を除き、本契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

#### (著作権等)

第 90 条 市は、事業者から本件事業の推進に関して市に提出される書類等について、著作権が事業者に属することを認める。

- 2 前項にかかわらず、市は、本件事業の遂行の目的で使用する場合（新たな事業者が本件事業を引き継ぐ場合を含む。）は、これらの書類の内容を無償で使用又は公開できるものとする。ただし、第三者（本条において、本件事業を引き継ぐ新たな事業者は第三者に該当しないこととする。）にこれを使用させる場合には、事業者の承諾を得なければならないものとする。
- 3 事業者は、市から本件事業の推進に関して事業者に提出される書類等のうち、市のみが作成し、著作権の対象となるものについての著作権は市に属することを認める。
- 4 前項にかかわらず、事業者は、本件事業の遂行の目的で使用する場合は、前項の市の著作権となる書類等の内容を無償で使用又は公開できるものとするが、第三者にこれを使用させる場合には、市の承諾を得なければならない。
- 5 市及び事業者は、本件事業の推進に関して共同して作成した書類等のうち、著作権の対象となるものについて、第三者にこれを使用させ又は公開する場合には、相互に相手方の承諾を得なければならない。
- 6 市及び事業者は本契約の効力消滅後においても前各項の規定に従うものとする。

#### (特許権等)

第 91 条 事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、当該第三者から承諾を得た上でこれを使用するものとし、その使用に関する一切の責任を負わなければならないが、当該第三者の権利に関する紛争が生じた場合には、事業者において、市が損害賠償義務等を負わされることのないように対応するものとする。ただし、上記使用が市の指示による場合で、かつ、事業者が当該指示の不適當なことを過失なくして知らなかったため市に対しその旨指摘できなかつた場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の紛争により、市が損害賠償義務等を負わされることとなった場合には、事業者が自らの責任及び費用負担において、市に代わりこれを履行するものとする。

#### (秘密保持及び個人情報の保護等)

第 92 条 市及び事業者は、互いに本件事業に関して知り得た相手方の営業上及び技術上の秘密

に属する一切の事項及び情報（本件事業に関して知る前に既に自ら保有しているもの、本件事業に関して知る前に公知であったもの、本件事業に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得したものを除く。）を自己の役員及び従業員、自己の代理人及びコンサルタント、又は自己の出資者以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、市又は事業者が本契約又は法令等に基づき開示する場合、裁判所その他公的機関により開示が命ぜられた場合、事業者が相手方に守秘義務を負わせた上で本件事業に関する資金調達に必要かつ合理的な範囲で開示する場合、又は相手方の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、宝塚市個人情報保護条例及びその他個人情報の保護に関する全ての関係法令等を遵守し、本件事業の業務を遂行するに際して知り得た個人のプライバシーに関わる事実（以下「個人情報」という。）を漏洩してはならない。
- 3 事業者は、宝塚市個人情報保護条例及び市の定めるその他個人情報保護に関する基準に合致する個人情報の安全管理体制を維持する。
- 4 事業者は、本件事業に関し業務を委託し、又は請負わせる者に対して個人情報の取扱いを委託する必要がある場合は、それらの者に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させなければならない。
- 5 事業者、又は本件事業に関し業務を委託し、若しくは請負わせる者が前 3 項の義務に違反したこと、又は、事業者、又は本件事業に関し業務を委託し、若しくは請負わせる者の責に帰すべき事由に起因して個人情報の漏洩等の事故が発生したことによって、市が損害を被った場合、事業者は市に対し損害を賠償するとともに、市が指示する措置をとらなければならない。

#### （文書の保管・保存及び情報公開）

第 93 条 事業者は、本件事業を実施するに当たり作成し、又は取得した文書（以下、「対象文書」という。）を適正に管理し、保存しなければならない。

- 2 対象文書の範囲及び保存期間については、事業者と協議の上、市が定める。
- 3 市は、対象文書について、宝塚市情報公開条例に基づく公開請求があった場合には、事業者に対し、当該文書を提出するよう求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。

#### （付保すべき保険等）

第 94 条 事業者は、自ら又は構成員等をして、事業者又は構成員等の費用負担の下に、損害保険会社との間で、別紙 16 に記載する内容の保険契約を各々の保険期間の始期までに締結し、又は締結させ、締結後速やかに、市に対し、当該保険証券の写しを提出すること。

- 2 事業者は、自ら又は構成員等をして、別紙 16 に各々定める保険期間中、保険契約を維持し、又は維持させなければならない。
- 3 市は、事業者等が別紙 16 の保険契約の一部又は全部を締結しないときは、自ら保険契約を締結することができる。この場合において、市は事業者に対し、当該保険の保険料及び同保険契約締結に要した費用の全部を請求することができる。
- 4 別紙 16 の保険金の請求は、第 1 項の場合は事業者、第 3 項の場合は市が行うものとし、市

及び事業者は、互いに保険金請求を行う相手方に協力するものとする。

- 5 別紙 16 に記載する保険に基づき市又は事業者が保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、当該保険金受領発生原因になった事由により生じた追加費用又は損害のうち、市が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、事業者が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。

## 第 12 章 雑則

(請求、通知等の様式その他)

第 95 条 本契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、回答、申出、申請、承認、承諾、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解約は、書面により行わなければならない。なお、市及び事業者は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知するものとする。

- 2 本契約の履行に関して市及び事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
- 3 契約期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び会社法の定めるところによるものとする。ただし、期限の最終日が非開庁日の場合には翌開庁日を期限とする。
- 4 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
- 5 本契約の履行に関して市事業者間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(遅延利息)

第 96 条 市及び事業者が、本契約の各条項に基づき、相手方に対して支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、未払い額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める率（法改正により率の変更があれば変更後の率による。）により計算した額を、遅延損害金として相手方に対して支払うものとする。

(契約の発効等)

第 97 条 この契約は、仮契約とし、議会の議決があったときは、仮契約の締結のための記名押印をもって地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項に規定する要件を満たしたものとみなして本契約としての効力が生じるものとする。

- 2 市は、前項の議決があったときは、その旨を事業者に通知するものとする。
- 3 市の議会の議決が得られなかったときにおいても、事業者は、市に対し、損害賠償の請求その他一切の請求を行わないものとする。

(解釈)

第 98 条 本契約に定めない事項について定める必要が生じたとき又は本契約の解釈若しくは本契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じたときは、その都度、市と事業者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

2 第5条に定めるほか、法令等、本契約、基本協定書、募集要項、要求水準書、実施方針等、提案書等の順にその解釈が優先するものとする。又、本契約、基本協定書、募集要項及び水準書に定めがない場合、質問回答書のうち事業契約書に係る部分に基づき解釈し、当該解釈は提案書に優先するものとする。ただし、提案書と提案書に優先する書類等との間に齟齬がある場合で、提案書に記載された水準が提案書に優先する書類等に記載されたものを上回るときは、その都度で提案書の記載が優先する。

(準拠法)

第99条 本契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第100条 本契約に関する紛争については、神戸地方裁判所伊丹支部を第1審の専属管轄裁判所とする。

別紙 1 対象施設の所在地

※契約時に、A 事業と B 事業で下記の表を対象施設のみに改める。

(1) 小学校

小学校	No.	学校名	所在地
	1	宝塚第一小学校	宝塚市野上1丁目3番35号
	2	小浜小学校	宝塚市小浜4丁目7番10号
	3	宝塚小学校	宝塚市川面1丁目7番34号
	4	長尾小学校	宝塚市山本東1丁目10番10号
	5	西谷小学校	宝塚市大原野字石保 34 番地の 1
	6	仁川小学校	宝塚市仁川宮西町1番25号
	7	西山小学校	宝塚市野上6丁目2番3号
	8	売布小学校	宝塚市売布ガ丘1番20号
	9	長尾南小学校	宝塚市山本南2丁目10番1号
	10	末成小学校	宝塚市末成町1番1号
	11	安倉小学校	宝塚市安倉中6丁目1番1号
	12	長尾台小学校	宝塚市長尾台1丁目1番1号
	13	逆瀬台小学校	宝塚市逆瀬台6丁目1番1号
	14	美座小学校	宝塚市美座2丁目6番1号
	15	光明小学校	宝塚市光明町8番40号
	16	末広小学校	宝塚市末広町3番1号
	17	丸橋小学校	宝塚市山本丸橋4丁目13番1号
	18	高司小学校	宝塚市高司4丁目4番55号
	19	安倉北小学校	宝塚市安倉北5丁目1番1号
	20	すみれガ丘小学校	宝塚市すみれガ丘1丁目5番1号
	21	山手台小学校	宝塚市山手台西3丁目1番1号
22	中山台小学校	宝塚市中山桜台4丁目25番1号	

(2) 中学校

中学校	No.	学校名	所在地
	1	宝塚第一中学校	宝塚市仁川うぐいす台1番1号
	2	宝塚中学校	宝塚市美座1丁目1番20号
	3	長尾中学校	宝塚市長尾町7番1号
	4	西谷中学校	宝塚市大原野字石保46番地
	5	宝梅中学校	宝塚市宝梅3丁目4番20号
	6	高司中学校	宝塚市高司2丁目3番1号
	7	南ひばりガ丘中学校	宝塚市南ひばりガ丘2丁目7番1号
	8	安倉中学校	宝塚市安倉中6丁目3番1号
	9	中山五月台中学校	宝塚市中山五月台4丁目20番1号
	10	御殿山中学校	宝塚市御殿山1丁目3番1号
	11	光ガ丘中学校	宝塚市光ガ丘2丁目15番1号
	12	山手台中学校	宝塚市山手台西1丁目4番1号

(3) 特別支援学校

学校 特別 支援	No.	施設名	所在地
	1	たからづか支援学校	宝塚市安倉中6丁目1番3号

(3) 幼稚園

幼稚園	No.	施設名	所在地
	1	長尾幼稚園	宝塚市山手台東1丁目3番1号
	2	仁川幼稚園	宝塚市仁川宮西町1番12号

## 別紙 2 日程表

- 1 事業契約締結の日 本件議決があった日
- 2 引渡し  
別紙 4 対象施設別事業スケジュール
- 3 空調設備の維持管理業務の開始の日  
上記引渡し時より順次
- 4 契約期間の満了の日  
令和 25 年 3 月 31 日

### 別紙 3 対象施設別整備項目

※契約時に、A 事業と B 事業で下記の表を対象施設のみに改める。

本事業の対象施設別の整備項目は以下の一覧のとおりとする。

なお、表中の記号は下記に示すとおり。

◎：交付金対象事業

○：交付金対象と交付金対象外の事業混在

●：全て交付金対象外の事業

#### 1.A 事業対象施設と整備項目

##### (1) 空調改修

	No.	施設名	所在地	校舎 空調更新	給食室 空調整備	配膳室 空調整備
小学校	1	宝塚第一小学校	宝塚市野上1丁目3番35号	—	—	●
	2	小浜小学校	宝塚市小浜4丁目7番10号	—	◎	○
	3	宝塚小学校	宝塚市川面1丁目7番34号	—	—	●
	4	長尾小学校	宝塚市山本東1丁目10番10号	○	○更新	●
	5	仁川小学校	宝塚市仁川宮西町1番25号	—	—	●
	6	西山小学校	宝塚市野上 6 丁目 1 番 16 号	—	—	●
	7	売布小学校	宝塚市売布ガ丘1番20号	—	—	●
	8	長尾南小学校	宝塚市山本南2丁目10番1号	—	◎	○
	9	未成小学校	宝塚市未成町1番1号	—	◎	○
	10	安倉小学校	宝塚市安倉中6丁目1番1号	—	◎	○
	11	長尾台小学校	宝塚市長尾台1丁目1番1号	—	—	●
	12	逆瀬台小学校	宝塚市逆瀬台6丁目1番1号	◎	◎	○
	13	美座小学校	宝塚市美座2丁目6番1号	◎	◎	○
	14	光明小学校	宝塚市光明町8番40号	◎	◎	○
	15	末広小学校	宝塚市末広町3番1号	◎	◎	○
	16	丸橋小学校	宝塚市山本丸橋4丁目13番1号	—	—	●
	17	高司小学校	宝塚市高司4丁目4番55号	—	—	●
	18	安倉北小学校	宝塚市安倉北5丁目1番1号	—	◎	○
	19	すみれガ丘小学校	宝塚市すみれガ丘1丁目5番1号	—	—	●
	20	山手台小学校	宝塚市山手台西3丁目1番1号	—	—	●
	21	中山台小学校	宝塚市中山桜台4丁目25番1号	—	—	●

特別支援学校	22	たからづか支援学校	宝塚市安倉中6丁目1番3号	◎	—	—
--------	----	-----------	---------------	---	---	---

## (2) LED化

	No.	施設名	所在地	LED化整備	備考
小学校	1	宝塚第一小学校	宝塚市仁川うぐいす台1番1号	○	
	2	宝塚小学校	宝塚市川面1丁目7番34号	○	
	3	西山小学校	宝塚市野上6丁目1番16号	●	
	4	売布小学校	宝塚市売布ガ丘1番20号	●	
	5	安倉小学校	宝塚市安倉中6丁目1番1号	○	
	6	長尾台小学校	宝塚市長尾台1丁目1番1号	○	
	7	末広小学校	宝塚市末広町3番1号	○	
	8	丸橋小学校	宝塚市山本丸橋4丁目13番1号	●	
	9	安倉北小学校	宝塚市安倉北5丁目1番1号	●	
	10	すみれガ丘小学校	宝塚市すみれガ丘1丁目5番1号	○	
特別支援学校	11	たからづか支援学校	宝塚市安倉中6丁目1番3号	○	
幼稚園	12	長尾幼稚園	宝塚市山手台東1丁目3番1号	●	R9.3.31まで
	13	仁川幼稚園	宝塚市仁川宮西町1番12号	●	R9.3.31まで

## 2..B 事業対象施設と整備項目

### (1) 空調改修

	No.	施設名	所在地	校舎 空調更新	給食室 空調整備	配膳室 空調整備
小学校	1	西谷小学校	宝塚市大原野字石保34番地の1	◎	◎	○
中学校	2	宝塚第一中学校	宝塚市仁川うぐいす台1番1号	◎	◎更新	●
	3	宝塚中学校	宝塚市美座1丁目1番20号	—	◎	○
	4	長尾中学校	宝塚市長尾町7番1号	—	◎	○
	5	西谷中学校	宝塚市大原野字石保46番地	◎	—	●
	6	宝梅中学校	宝塚市宝梅3丁目4番20号	—	—	●
	7	高司中学校	宝塚市高司2丁目3番1号	◎	◎	○

	8	南ひばりガ丘中学校	宝塚市南ひばりガ丘2丁目7番1号	—	—	●
	9	安倉中学校	宝塚市安倉中6丁目3番1号	—	—	●
	10	中山五月台中学校	宝塚市中山五月台4丁目20番1号	—	—	●
	11	御殿山中学校	宝塚市御殿山1丁目3番1号	—	—	●
	12	光ガ丘中学校	宝塚市光ガ丘2丁目15番1号	—	—	●
	13	山手台中学校	宝塚市山手台西1丁目4番1号	—	—	●

(2) LED化

	No.	施設名	所在地	LED化整備	備考
小学校	1	西谷小学校	宝塚市大原野字石保34番地の1	○	
中学校	2	西谷中学校	宝塚市大原野字石保46番地	●	
	3	高司中学校	宝塚市高司2丁目3番1号	○	
	4	南ひばりガ丘中学校	宝塚市南ひばりガ丘2丁目7番1号	○	
	5	安倉中学校	宝塚市安倉中6丁目3番1号	○	
	6	中山五月台中学校	宝塚市中山五月台4丁目20番1号	○	
	7	御殿山中学校	宝塚市御殿山1丁目3番1号	●	R9.3.31 まで

#### 別紙4 対象施設別事業スケジュール

本契約の締結後、事業者の提案に基づき、市と事業者で協議した上で、市が決定する。

別紙 5 目的別引渡書

目的別引渡書

令和 年 月 日

(あて先) 宝塚市長 森 臨太郎

事業者 住 所  
名 称  
代表者

事業者は、以下の空調等設備を、市立小中学校外校舎空調更新等整備事業における事業契約書第 49 条の規定に基づき、下記引渡年月日付で引渡します。

事業名		市立小中学校外校舎空調更新等整備事業
対象施設の名称		
引渡目的別		<input type="checkbox"/> 空調設備 <input type="checkbox"/> LED 設備 ※引き渡す設備にチェックを入れる。
引渡年月日		
立 会 人	宝塚市	
	事業者	

## 別紙 6 各種基準等

本業務を行うにあたっては、以下の各種基準額を遵守する（特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修とする。）なお、各種基準類はすべて最新版が適用され、事業期間中に改訂された場合は、改定内容への対応について市及び事業者で協議を行う。

- ・ 学校環境衛生基準（文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- ・ 公共建築工事標準仕様書建築工事編
- ・ 公共建築工事標準仕様書電気設備工事編
- ・ 公共建築工事標準仕様書機械設備工事編
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図電気設備工事編
- ・ 公共建築設備工事標準図機械設備工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書建築工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書電気設備工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書機械設備工事編
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針  
（国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修）
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引き
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 公共建築数量積算基準
- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- ・ 建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 官庁営繕の技術指針（国土交通省 HP）
- ・ 建築保全業務共通仕様書
- ・ 建築物解体工事共通仕様書
- ・ 営繕工事写真撮影要領
- ・ 工事写真の撮り方 建築編（一般社団法人 公共建築協会編）
- ・ 工事写真の撮り方 建築設備編（一般社団法人 公共建築協会編）
- ・ 工事写真撮影ガイドブック（一般社団法人 公共建築協会編）
- ・ LP ガス設備設置基準及び取扱要領（高圧ガス保安協会）
- ・ 内線規程（一般社団法人 日本電気協会 需要設備専門部会編）
- ・ 高圧受電設備規程（一般社団法人 日本電気協会 使用設備専門部会編）
- ・ 高調波抑制対策技術指針（一般社団法人 日本電気協会 電気技術基準調査委員会編）

- ・アスベスト分析マニュアル（厚生労働省）
- ・建築物石綿含有建材調査マニュアル（国土交通省）
- ・非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）
- ・建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）
- ・「建築物の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（厚生労働省）
- ・建築物の改修・解体時における石綿含有建材用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針（国立研究開発法人建築研究所）
- ・石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省環境再生・資源循環局）
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する各種ガイドライン等（環境省）
- ・低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き（環境省・経済産業省）
- ・各種計算基準（一般社団法人 日本建築学会）

別紙 7 提出書

1 提出書類一覧

事業者は各業務着手前、業務期間中、業務完了に際して、下記に掲げる書類を市に提出するものとする。

	品目	部数	様式	対象施設	備考
事業管理業務	着手前に提出する書類				
	事業管理業務責任者届	1	A4		
	設計・施工業務責任者届	1	A4		
	事業計画書	1	A4		
	対象施設・工種別工事金額一覧表	1	A4		
	工程表	1	A3		設計業務、施工業務
	業務実施中に提出する書類				
協議記録	1	A4	○	市又は学校との協議、近隣対応、	
設計業務	着手前に提出する書類				
	統括管理技術者届	1	A4		
	設計担当者届	1	A4	○	設計担当者は、建築、電気設備、
	第三者使用届	1	A4	○	第三者を使用する場合
	設計業務計画書	1	A4		
	設計業務着手届	1	A4		
	設計着手届	1	A4	○	
	調査計画書	1	A4	○	調査着手前
	設計中に提出する書類				
	業務実績報告書	1	A4		1ヶ月ごと
	石綿含有分析調査結果	1	A4	○	事業者が実施した場合
	剥落・落下防止対策外壁数量調査	1	A4	○	
	使用材料検討書・工法等比較検討	1	適宜		
	設計完了時に提出する書類				
	設計業務完了届	1	A4		
	設計完了届	1	A4	○	
要求水準確認計画報告書	1	A4	○		
コスト管理計画書	1	A4	○	内訳書明細書に基づく	
施工業務	着手前に提出する書類				
	統括管理技術者届	1	A4		
	監理技術者又は主任技術者及び補助員届	1	A4	○	補助員は、建築、電気設備、機械設備ごと
	第三者使用届	1	A4	○	第三者を使用する場合
	施工業務着手届	1	A4		
工事着手届	1	A4	○		

品目		部数	様式	対象施設	備考
	CORINS 受注時工事カルテ承諾願 及び受領書	1	A4	○	
	施工体制台帳の写し及び施工体系 表	1	適宜	○	
	施工計画書	1	A4	○	予定工程表、使用機材一覧表、建 設廃棄物処分計画書（委託契約書 含む）、建設発生土処分計画書を綴 じ込む
	労災保険成立証明書	1	A4	○	
	建設業退職金共済制度関連書類	1	A4	○	証紙購入計画書、掛金収納届、証 紙交付状況報告書、共済手帳取得 促進指導簿（月単位集計表を含 む）
	緊急連絡体制表	2	A4	○	
	石綿使用の有無に係る事前調査書	1	適宜	○	
	各行政機関等への届出書類	1	A4	○	写し
工事中間に提出する書類					
	工事週報	1	A4	○	
	実施工程表	1	A4	○	月間・週間・進捗状況報告等
	施工図	1	A3	○	
	納入仕様書	1	A4	○	
	使用材料届（カタログ等添付）	1	A4	○	
	コンクリート配合計画書	1	A4	○	
	あと施工アンカー施工手順書	1	A4		
	機械式固定ディスクアンカー引抜 強度試験結果報告書	1	A4	○	
	品質証明書・試験成績表	1	A4	○	
	検査報告書	1	A4	○	
	出荷証明書	1	A4	○	
	各行政機関等への届出書類	1	A4	○	
	施工体制台帳変更部分の写し	1	A3	○	
	CORINS・途中変更工事 カルテ受領書	1	A4	○	

	品目	部数	様式	対象施設	備考
	再生資源利用（促進）計画書 （実施書）	1	適宜	○	
	安全管理実施報告書	1	A4	○	
	日曜日・祝日・夜間作業計画書	1	A4	○	
	工事完了時に提出する書類				
	竣工業務完了届	1	A4		
	工事完成届	1	A4	○	
	CORINS・竣工工事 カルテ受領書	1	A4	○	
	工事写真	1	A4	○	
	完成写真	1	A4	○	着工前、竣工後が対照できるもの
	主な材料・機器一覧表	1	A4	○	
	機器別完成図	1	A4	○	
	機能性能試験報告書	1	A4	○	
	測定試験報告書	1	A4	○	絶縁耐力試験報告書、絶縁抵抗 （高・低圧）測定報告書、接地抵 抗測定報告書、ガス工事漏洩検査 報告書、水圧試験結果報告書他
	施工報告書	1	A4	○	
	総合試運転報告書	1	A4		
	機器取扱説明書	2	A4	○	
	緊急連絡先一覧	1	A4	○	
	保証書	1	A4	○	
	各行政機関等への届出書類	1	A4	○	副本
	産業廃棄物管理票（A票、D票、 E票）写し	1	A4	○	
	備品・鍵引渡書・同リストの写し	2	A4	○	
	備品・鍵受領書の写し	1	A4	○	
	要求水準確認計画報告書	1	A3	○	
工事 監理 業務	着手前に提出する書類				
	工事監理業務統括技術者届	1	A4		
	工事監理者届	1	A4	○	工事監理者は、建築、電気設備、 機械設備ごと
	第三者使用届	1	A4	○	第三者を使用する場合
	工事監理業務着手届	1	A4		
	工事監理着手届	1	A4	○	
	工事監理計画書	1	A4		

	品目	部数	様式	対象施設	備考	
	業務中に提出する書類					
	工事監理報告書	1	A4	○		
	協議記録	1	A4	○		
	工事完成図書	1	A3	○	完工確認に必要な図書	
	完工時に提出する書類					
	工事監理業務完了届	1	A4	○		
	工事監理完了届	1	A4	○		
	工事監理報告書	1	A4	○		
	維持管理業務	着手前に提出する書類				
		維持管理業務統括責任者届	1	A4	○	
業務担当者届		1	A4	○		
第三者使用届		1	A4	○	第三者を使用する場合	
維持管理業務計画書		1	A4			
各事業年度開始 1ヶ月前までに提出する書類						
年度業務計画書		1	A4			
当該半期の最終月の翌日 20 日までに提出する書類						
半期業務実績報告書		1	A4	○		
各事業年度の翌年度の 4 月 20 日までに提出する書類						
年度業務実績報告書		1	A4			
市より提出を求められた場合に提出する書類						
維持管理業務改善計画書		1	A4	○		
事業期間完了時に提出する書類						
状況報告書		1	A4	○		
各種図面・機器台帳・修繕履歴等一式		1	A4	○		
維持管理に必要な機器等の取扱説明を含めたマニュアル一式		1	A4	○		

## 2 設計図書及び竣工図書

	品目	部数	様式	備考
設計図書	空調等設備整備設計図 (建築・電気・機械・ガス等)	5	A4	A3 二つ折り製本
		1	A1・A2	A1・A2 二つ折り製本
	各種計算書等	1	A4	
	構造計算書	1	A4	対象施設等への荷重が変わる場合
	内訳明細書	1	A4	
	数量積算根拠 (積算数量計算書・集計表)	1	A4	
	月別・年度別想定エネルギー量計 算書	1	A4	
	各種打合せ記録	1	A4	
	その他必要な資料	1	適宜	
	上期データ	1	適宜	PDF一式、元データ一式 (CAD、ワード、エクセル等)
竣工図書	空調等設備整備設計図 (建築・電気・機械・ガス等)	5	A4	A3 二つ折り製本
		1	A1・A2	A1・A2 二つ折り製本
	各種計算書等	1	適宜	変更がある場合
	その他必要な資料	1	適宜	
	上期データ	1	適宜	PDF一式、元データ一式 (CAD、ワード、エクセル等)

事業者は設計・施工業務の完了に際して、下記に掲げる図書を市に提出するものとする。

## 別紙 8 維持管理業務の内容

事業者は、維持管理業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等、維持管理における業務に係る要求水準を遵守し、本契約に基づいて業務の円滑な遂行を図るものとする。

維持管理業務の内容は、本契約の締結後、要求水準書をもとに、提案書で提案された内容を含めて、維持管理業務計画書等に規定する。

事業者は、維持管理業務の一環である空調設備の法定点検に必要な知見を有する者による定期点検（3年に1回）を実施し、その結果を記録し、市に報告する。この際、冷媒の漏洩等が認められる場合は、市に報告をし、速やかに対策を講じる。

## 別紙 9 年度業務計画書

本契約の締結後、事業者の提案に基づき、市と事業者で協議した上で、市が決定する。

別紙 10 半期実績報告書

本契約の締結後、事業者の提案に基づき、市と事業者で協議した上で、市が決定する。

別紙 11 年度業務実績報告書

本契約の締結後、事業者の提案に基づき、市と事業者で協議した上で、市が決定する。

## 別紙 12 サービス対価の算定、支払及び改定方法

### 1 サービス対価の構成

市が事業者に対して支払うサービス対価は、以下の表に示す設計・施工等のサービス対価（サービス対価 $\alpha$ ）及び維持管理のサービス対価（サービス対価 $\beta$ ）により構成される。

サービス対価の内訳		内容
設計・施工等のサービス対価 (サービス対価 $\alpha$ )	前払い、中間前払い、令和8年度完工時及び令和9年度完工時支払分	①事業管理に係る費用 ②設計に係る費用 ③下記の施工に係る費用 空調等設備整備 その他付随する工事 ④事業管理・設計・施工等に係る消費税及び地方消費税
維持管理のサービス対価 (サービス対価 $\beta$ )	維持管理費	①空調設備の維持管理に係る費用 ②法人税などの法人の利益に対して係る税金 ③税引き後利益 ④その他維持管理・運営を行うために必要となる費用 ⑤消費税及び地方消費税の全額

### 2 サービス対価の支払方法

#### (1) 設計・施工等のサービス対価（サービス対価 $\alpha$ ）

支払いは、前払いと中間前払い、令和8年度に完了すべきLED設備整備が施工完了したとき、すべての対象施設の空調等設備整備が施工完了したときの4回とし、各回において、市は事業者からの請求を受けた日から30日以内に支払う。なお、「施工完了」とは、空調等設備の引渡し完了を指す。

#### (2) 維持管理のサービス対価（サービス対価 $\beta$ ）

支払いは、各年度の業務完了後、年1回、事業者からの請求を受けた日から30日以内に支払う。

それぞれ維持管理業務期間において年度単位で均等額を支払うこととして算定する。なお、端数が生じる場合は最終年度において調整することとする。

#### (3) 維持管理のサービス対価の改定方法

##### ①物価変動に伴う改定方法

改定にあたっては、②の計算方法に基づき各年度4月1日以降のサービス対価を改定する。なお、改定率に少数点以下第四位未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。改定は1年に1回とする。

##### ②令和N年度の改定方法

令和 N 年度のサービス対価は、令和 X 年 6 月（前回改定時）の指標と令和（N-1）年 6 月の指標とを比較して 3%以上の変動があった場合、令和（N-1）年度のサービス対価に、令和 X 年 6 月の指標と令和（N-1）年 6 月の指標に基づいて設定した改定率を乗じて改定する。

なお、第 1 回目の物価変動に伴う改定は、令和 7 年 6 月と令和 8 年 6 月の指標により算定する。

計算式は以下のとおりとする。

$$P_n = P(n-1) \times \text{改定率 } n$$

$P_n$ ：令和 N 年度のサービス対価

$P(n-1)$ ：令和（N-1）年度のサービス対価

改定率  $n$ ：令和（N-1）年度 6 月の指標/令和 X 年 6 月（前回改定時）の指標

ただし、 $0.97 < \text{改定率 } n < 1.03$  の場合、令和 N 年度のサービス対価は改定しない。

### ③使用する指標

維持管理のサービス対価の改定にあたって使用する指標は次のとおりとする。

（使用する指標）

- ・毎月勤労統計調査・賃金指数（厚生労働省）のうち、「就業形態別きまって支給する給与（調査全産業、一般労働者 30 人以上）

### 3 消費税及び地方消費税の税率変更の場合の取扱い

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び関連法令の変更に伴い、消費税及び地方消費税率が変更された場合、市は当該変更の内容（経過措置を含む。）に従い、サービス対価の支払いに係る消費税及び地方消費税を支払うものとする。

### 4 サービス対価の減額等

市は、本件事業の実施に関する各業務等のモニタリングを行い、設計業務、施工業務、工事監理業務及び維持管理業務の実施状況が、本契約等に適合しない場合には、本契約等の規定に従い、事業者に対し、業務改善及び復旧に関する勧告やサービス対価の減額等の措置をとるものとする。

詳細については「別紙 13 モニタリング及びサービス対価の減額等」を参照すること。

## 別紙 13 モニタリングの方法

空調設備の性能及び維持管理業務に関するモニタリング及びその不履行に対する改善要求措置等手続きは、原則として次のとおりとし、本契約の締結後、市と事業者で手続きの詳細について協議したうえで、市が決定する。

## 別紙 14 支払金額等

### 1 契約期間全体の支払金額及びその内訳

契約金額（サービス対価の総額） 金●●円

ただし、設計変更、物価変動並びに法令の変更による設計・施工等のサービス対価及び維持管理のサービス対価の増減額等により、契約金額、内訳及び各期の支払金額は、市及び事業者の協議のうえ、変更することがある。

(内訳)

設計・施工等のサービス対価 金●●円

うち消費税及び地方消費税 (●●円)

\*別紙、工事請負契約書の契約金額と同じ。

維持管理のサービス対価 金●●円

うち消費税及び地方消費税 (●●円)

\*別紙、委託契約書の契約金額と同じ。

## 別紙 15 不可抗力による追加費用又は損害の負担割合

### 1 空調等設備の引渡し前

すべての空調等設備の引渡し前に不可抗力事由が生じ、これにより事業者が発生した合理的な範囲内の追加費用又は損害については、第 8 章に規定する対価のうち、不可抗力事由が生じた設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は本契約締結時の税率とする。以下同じ。）の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。また、すべての空調等設備の引渡し前に不可抗力事由に該当する複数の事由が発生し、各事由について、事業者に追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計した上で、これらの不可抗力事由が生じたサービス対価の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、市又は事業者が別紙 16（事業者が付保が義務付けられている保険）に記載する保険に基づき保険金を受領した場合、当該保険金は、まず、市が負担すべき追加費用又は損害の額に充当する。

### 2 空調等設備の引渡し後

すべての空調等設備の引渡し後に不可抗力事由が生じた場合、これにより、事業者が発生した合理的な範囲内の追加費用又は損害の累積額のうち、当該年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は当該対価の支払い時の税率とし、当該年度に複数回の支払いがあるときは、支払額を合算する。以下同じ。）の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。また、一年度内に不可抗力事由に該当する複数の事由が発生し、各事由について、事業者に追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計したうえで、当該年度の維持管理のサービス対価の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、別紙 16（事業者が付保が義務付けられている保険）に記載する保険に基づき市又は事業者が保険金を受領した場合、当該保険金は、まず、市が負担すべき追加費用又は損害の額に充当し、その充当後も残余があるときは、当該残余額につき、事業者が負担すべき追加費用又は損害の額に充当する

別紙 16 事業者等に付保が義務付けられている保険契約

事業者又は構成員等に付保が義務付けられている保険契約は、以下のものとする。事業者又は構成員等は事業期間中、次の要件以上の保険に加入しなければならない。また、その他の保険については、構成員等で必要と判断するものに加入することとする。

1 施工期間中の保険

(1) 設備工事保険

保険契約者	構成員等
被保険者	構成員等
保険の対象	施工工事
保険期間	工事着手予定日を始期とし、空調等設備等の引渡し予定日の前日を終期とする。
保険金額	施工工事費
補償する損害	工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工事用仮設物等に生じた物的損害（水災危険を含む）
免責金額	1 事故あたり 100,000 円以下
その他	保険契約者は本事業で保険金が支払われた場合は、その全額を市に支払うものとする。

(2) 第三者損害賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

保険契約者	構成員等
被保険者	構成員等
保険期間	工事着手予定日を始期とし、空調等設備等の引渡し予定日の前日を終期とする。
てん補限度額	身体賠償：1 名あたり 1 億円、1 事故あたり 3 億円以上 財物賠償：1 事故あたり 1 千万以上
保証する損害	本件工事に起因する第三者の身体障害及び財物障害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額	1 事故あたり 100,000 円以下
その他	保険契約者は本事業で保険金が支払われた場合は、その全額を市に支払うものとする。

## 2 維持管理期間中の保険

### (1) 第三者損害賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

保険契約者	構成員等
被保険者	構成員等
保険の対象	業務中に第三者の身体・生命を害し、又は財物に損害を与えた結果、法律上の賠償責任による損害を担保
保険期間	維持管理期間を始期とし、維持管理終了日を終期とする。
てん補限度	身体賠償：1名あたり1億円、1事故あたり1億円以上 財物賠償：1事故あたり1千万以上
免責金額	1事故あたり100,000円以下
その他	保険契約者は本事業で保険金が支払われた場合は、その全額を市に支払うものとする。

## 別紙 17 契約不適合に関する保証書

### 保証書

#### (保証)

第1条 ●●、●●、●●及び●●(以下、「保証人」という。)は、宝塚市(以下「市」という。)と●●、●●及び●●(以下、「事業者」という。)が令和8年12月●日付で締結した、市立小中学校外校舎空調更新等整備事業における事業契約(以下、「事業契約」という。)書第44条に基づいて事業者が市に対して負う契約不適合責任(以下「主債務」という。)について、これを連帯して保証する。なお、本保証契約において使用する用語については、事業契約における定義に従うものとする。

#### (通知)

第2条 工期の変更、延長、工事の中止その他の事業契約の内容(主債務の内容を含む。)に変更が生じた場合には、市は遅滞なく保証人に変更内容を通知するものとする。主債務の内容に変更が生じたときは、これに従って保証債務の内容も当然に変更されるものとする。

#### (保証債務履行の請求)

第3条 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人宛債務履行請求書を提出するものとする。保証人は、上記請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る債務を履行しなければならない。ただし、市は、主債務の内容により30日以内に履行を完了することが困難と認める場合には、市の裁量により、別途履行期限を定めることができるものとする。

#### (代位等)

第4条 保証人は、市の承認を得た場合を除き、事業契約に基づく事業者の債務がすべて履行されるまで代位によって取得した権利を行使しない。

#### (保証契約の解約・終了)

第5条 保証人は本保証契約を解約することができない。事業契約等に従い第三者に事業契約上の地位が承継されたときは、市は本保証契約を終了させることができるものとする。

#### (管轄)

第6条 本保証契約に関する紛争については、神戸地方裁判所伊丹支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### (準拠法)

第7条 本保証契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

令和 8 年（2026 年）12 月●日

（あて先） 宝塚市長 森 臨太郎

保証人： 【住所】  
【商号又は名称】  
【代表者】

保証人： 【住所】  
【商号又は名称】  
【代表者】

保証人： 【住所】  
【商号又は名称】  
【代表者】

保証人： 【住所】  
【商号又は名称】  
【代表者】

※市立小中学校外校舎空調更新等整備事業の事業契約の締結について本件議決（第 1 条第 57 号に定義する。）があった日以降に速やかに提出すること